

開会の日 令和5年9月22日(金)
場 所 協 議 会 室

◆出席委員(13人)

1番	小笠原	美保子
2番	水上	雅廣
3番	谷口	敬信
4番	上ヶ吹	豊孝
5番	井端	浩二
6番	澤	史朗
7番	住田	清美
8番	徳島	純次
9番	前川	文博
10番	野村	勝憲
11番	籠山	恵美子
12番	高原	邦子
13番	葛谷	寛徳

◆欠席委員(なし)

◆説明のために出席した者の職氏名

市長	都竹	淳也
副市長	湯之下	明宏
総務部長	谷尻	孝之
財政課長	上畑	浩司
市民福祉部長	藤井	弘史
市民福祉部次長兼総合福祉課長	都竹	信也
市民福祉部次長兼市民保健課長	大上	雅人
地域生活安心支援センター長兼基幹相談支援係長	青木	陽子
地域包括ケア課長	佐藤	博文
保健センター係長	小洞	尚子
子育て応援課長	今村	安志
地域包括ケア課介護保険係長	星野	歩
地域包括ケア課高齢支援係長	竹林	久緒
地域包括ケア課地域医療係長	中垣	由香
地域包括ケア課地域包括支援センター係長	井谷	直裕
宮川・杉原診療所担当係長兼河合診療所担当係長	上野	愛子
市民保健課長補佐兼市民係長	川上	聡子
市民保健課長補佐兼保険年金係長	板屋	和幸
市民保健課長補佐兼健康推進係長	後藤	和宏
子育て応援課子育て政策係長	中垣	浩太郎
子育て応援課長補佐兼保育園係長	清水	浩美

農林部長	野村久徳
農業振興課長	今井進
農業振興担当課長	古田一也
食のまちづくり推進課長	麻生貴秀
林業振興課長	竹田慎二
農業振興課長補佐兼農務係長	清水則久
農業振興課担い手支援係長	葛谷智徳
食のまちづくり推進課食のまちづくり推進係長	今井くみ子
林業振興課長補佐兼林務係長	檜木正憲
林業振興課長補佐兼森林調査係長	東弘通
畜産振興課畜産係長	加藤唯高
畜産振興課主幹兼家畜診療所管理者	古川尚孝
基盤整備部長	森英樹
建設課長	藤白規良
都市整備課長	忍哲也
建設課長補佐兼管理係長	川崎忠相
建設課長補佐兼建設係長	砂原忠久
建設課長補佐兼農林土木係長	中山圭介
都市整備課都市整備係長	岡田信和
都市整備課長補佐兼建築係長	直野幸浩

◆職務のため出席した
事務局員

議会事務局長	岡田浩和
書記	畠中みなみ

◆ 本日の会議に付した事件

1. 付託案件審査

認定第1号	令和4年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第2号	令和4年度飛騨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第3号	令和4年度飛騨市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第4号	令和4年度飛騨市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

目次

◆開会	7
●委員長（高原邦子）	7
◆1. 付託案件審査	
認定第1号 令和4年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について	
【基盤整備部所管】	7
●委員長（高原邦子）	7
●委員長（高原邦子）	7
□基盤整備部長（森英樹）	7
●委員長（高原邦子）	10
○委員（籠山恵美子）	10
□財政課長（上畑浩司）	11
○委員（籠山恵美子）	11
□財政課長（上畑浩司）	11
●委員長（高原邦子）	11
○委員（野村勝憲）	11
□建設課長補佐兼管理係長（川崎忠相）	11
○委員（野村勝憲）	11
□建設課長補佐兼管理係長（川崎忠相）	11
○委員（野村勝憲）	11
□建設課長補佐兼管理係長（川崎忠相）	12
○委員（野村勝憲）	12
□建設課長補佐兼管理係長（川崎忠相）	12
●委員長（高原邦子）	12
○委員（前川文博）	12
□建設課長補佐兼管理係長（川崎忠相）	12
○委員（前川文博）	12
□建設課長補佐兼管理係長（川崎忠相）	12
●委員長（高原邦子）	12
○委員（籠山恵美子）	12
□都市整備課長（忍哲也）	13
●委員長（高原邦子）	13
○委員（前川文博）	13
□基盤整備部長（森英樹）	13
●委員長（高原邦子）	13
○委員（住田清美）	13

□基盤整備部長（森英樹）	13
○委員（住田清美）	13
□基盤整備部長（森英樹）	14
○委員（前川文博）	14
□都市整備課長補佐兼建築係長（直野幸浩）	14
●委員長（高原邦子）	14
○委員（上ヶ吹豊孝）	14
□建設課長（藤白規良）	14
○委員（上ヶ吹豊孝）	14
□建設課長（藤白規良）	15
○委員（水上雅廣）	15
□建設課長（藤白規良）	15
○委員（水上雅廣）	15
□建設課長（藤白規良）	15
○委員（水上雅廣）	15
●委員長（高原邦子）	16
□基盤整備部長（森英樹）	16
●委員長（高原邦子）	16
○委員（籠山恵美子）	16
□都市整備課長（忍哲也）	16
○委員（籠山恵美子）	16
□都市整備課長（忍哲也）	16
○委員（籠山恵美子）	16
□都市整備課長（忍哲也）	17
●委員長（高原邦子）	17
○委員（澤史朗）	17
□建設課長（藤白規良）	17
○委員（澤史朗）	17
□建設課長補佐兼管理係長（川崎忠相）	17
○委員（澤史朗）	18
□建設課長補佐兼管理係長（川崎忠相）	18
●委員長（高原邦子）	18
●委員長（高原邦子）	18
◆休憩	18
●委員長（高原邦子）	18
◆休憩	18
●委員長（高原邦子）	18
◆認定第1号 令和4年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について	

【農林部所管】	19
●委員長（高原邦子）	19
□農林部長（野村久徳）	19
●委員長（高原邦子）	23
○委員（上ヶ吹豊孝）	23
□農林部長（野村久徳）	23
○委員（上ヶ吹豊孝）	24
□農林部長（野村久徳）	24
○委員（上ヶ吹豊孝）	24
□農林部長（野村久徳）	24
○委員（上ヶ吹豊孝）	24
□農林部長（野村久徳）	24
●委員長（高原邦子）	24
○委員（野村勝憲）	24
□農林部長（野村久徳）	25
○委員（野村勝憲）	25
□農業振興課長（今井進）	25
○委員（野村勝憲）	26
□農林部長（野村久徳）	26
●委員長（高原邦子）	26
○委員（水上雅廣）	26
□林業振興課長（竹田慎二）	26
●委員長（高原邦子）	27
○委員（住田清美）	27
●委員長（高原邦子）	27
□林業振興課長（竹田慎二）	27
○委員（住田清美）	27
□林業振興課長（竹田慎二）	27
●委員長（高原邦子）	28
○委員（澤史朗）	28
□林業振興課長（竹田慎二）	28
○委員（澤史朗）	28
□林業振興課長（竹田慎二）	28
●委員長（高原邦子）	29
○委員（籠山恵美子）	29
●委員長（高原邦子）	29
□食のまちづくり推進課長（麻生貴秀）	29
○委員（籠山恵美子）	30
●委員長（高原邦子）	30
□食のまちづくり推進課長（麻生貴秀）	30

●委員長（高原邦子）	30
○委員（谷口敬信）	30
□畜産振興課主幹兼家畜診療所管理者（古川尚孝）	30
○委員（谷口敬信）	30
□畜産振興課主幹兼家畜診療所管理者（古川尚孝）	30
●委員長（高原邦子）	31
□畜産振興課主幹兼家畜診療所管理者（古川尚孝）	31
○委員（籠山恵美子）	31
●委員長（高原邦子）	31
□林業振興課長（竹田慎二）	31
●委員長（高原邦子）	32
●委員長（高原邦子）	32
◆休憩	32
●委員長（高原邦子）	32
◆再開	32
●委員長（高原邦子）	32
◆認定第1号 令和4年飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について	
【市民福祉部所管】	32
●委員長（高原邦子）	32
□市民福祉部長（藤井弘史）	32
●委員長（高原邦子）	39
○委員（住田清美）	39
□市民福祉部長（藤井弘史）	40
○委員（住田清美）	40
□市民福祉部長（藤井弘史）	40
●委員長（高原邦子）	40
□保健センター長（小洞尚子）	40
●委員長（高原邦子）	40
○委員（野村勝憲）	40
□市民福祉部長（藤井弘史）	41
○委員（野村勝憲）	41
□市民福祉部次長兼市民保健課長（大上雅人）	41
○委員（野村勝憲）	41
□市民福祉部次長兼市民保健課長（大上雅人）	41
●委員長（高原邦子）	41
○委員（住田清美）	41
□市民福祉部次長兼総合福祉課長（都竹信也）	41
○委員（住田清美）	41

□市民福祉部次長兼総合福祉課長（都竹信也）	42
●委員長（高原邦子）	42
●委員長（高原邦子）	42
◆休憩	42
●委員長（高原邦子）	42
◆再開	42
●委員長（高原邦子）	42
◆認定第2号 令和4年度飛騨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について	42
●委員長（高原邦子）	42
□市民福祉部長（藤井弘史）	42
●委員長（高原邦子）	44
○委員（籠山恵美子）	44
□市民福祉部長（藤井弘史）	44
○委員（籠山恵美子）	45
●委員長（高原邦子）	45
□市民福祉部長（藤井弘史）	45
□保健センター長（小洞尚子）	45
○委員（籠山恵美子）	46
△市長（都竹淳也）	46
●委員長（高原邦子）	47
●委員長（高原邦子）	47
◆認定第3号 令和4年度飛騨市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	47
●委員長（高原邦子）	47
□市民福祉部長（藤井弘史）	47
●委員長（高原邦子）	47
●委員長（高原邦子）	48
◆認定第4号 令和4年度飛騨市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	48
●委員長（高原邦子）	48
□市民福祉部長（藤井弘史）	48
●委員長（高原邦子）	49
○委員（水上雅廣）	49
□地域包括ケア課長（佐藤博文）	50
□市民保健課長補佐兼保険年金係長（板屋和幸）	50
○委員（水上雅廣）	50
□市民保健課長補佐兼保険年金係長（板屋和幸）	50
●委員長（高原邦子）	50
○委員（籠山恵美子）	50
□地域包括ケア課長（佐藤博文）	51

○委員（籠山恵美子）	51
□地域包括ケア課長（佐藤博文）	51
●委員長（高原邦子）	52
●委員長（高原邦子）	52
◆閉会	52
●委員長（高原邦子）	52

（ 開会 午前10時00分 ）

◆開会

●委員長（高原邦子）

皆さん、おはようございます。本日は、井端委員が遅刻でございます。それではただいまから、決算特別委員会を開会いたします。

本委員会の会議録署名は、委員会条例第30条の規定により委員長がこれを行います。

当委員会に付託されました案件は、お手元にお配りいたしました付託一覧表のとおりです。昨日に引き続き質問は一問一答制とし、内容がしっかりと伝わるように要領よく簡潔に行われますようにご協力をお願いいたします。また、理事者側の説明及び答弁については、委員長から指名を受けた後、部局長以外の職員については所属と名前を告げてから行ってください。以上、ご協力をお願いいたします。

◆1. 付託案件審査

認定第1号 令和4年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について

【基盤整備部所管】

●委員長（高原邦子）

それでは、付託案件の審査を行います。

認定第1号、令和4年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について、基盤整備部所管の歳入歳出決算を議題といたします。説明を求めます。

（「委員長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「委員長」と呼ぶ声の表記は省略する。

●委員長（高原邦子）

森基盤整備部長。 ※以下、この委員長の発言者指名の表記は省略する。

□基盤整備部長（森英樹）

皆さん、おはようございます。それでは、基盤整備部所管についてご説明いたします。歳出のほうからご説明しますが、説明は主要施策の成果に関する説明書により主なものについてご説明いたします。基盤整備部所管は261ページからですが、説明は262ページからになります。

建設課の3、除雪事業でございます。冬期間の道路交通を確保するために、迅速かつ効率的な市道除雪に努めてまいりました。併せて計画的な除雪機械の更新も行っております。表内の右側、事業の概要としましては、市道881路線について、市内35の業者に除雪作業を委託しております。昨年度は令和3年度と比べ降雪量は少なく、除雪費は約3億6,000万円にとどまっております。また、除雪機械の更新計画に基づきまして、昨年度は大型ロータリー除雪車1台5,060万円、凍結防止剤散布機1基123万9,000円を購入しております。評価、課題の部分ですけれども、令和4年度は道路除雪出動回数も平年並みでありまして、消雪井戸においても、調査・洗浄による揚水量の機能回復に努めたことから、大きな問題もなくシーズンを終えることができましたが、高齢化による除雪ニーズは非常に高まってきておりまして、より細かな除雪の要望を受ける路線が増えてきております。今後も既存の除雪機械の計画的な更新と併せて、ニーズに合った除雪機械の新規導入についても検討してまいります。また、飛騨市ボランティア除雪活動として、令和4年

度は新たに道路除雪サポーター制度として募集をしましたところ、20件の応募がありまして、新規除雪サポーターとして登録させていただきました。個人で購入する小型除雪機に対し、市が助成する制度を拡充しましたが、1件の問い合わせのみで実績にはつながらなかったため、制度の周知について今年度さらに検討をしてみたいです。

続きまして、265ページです。2、地域基盤振興費事業の古川町分でございます。古川町内の各地域における様々な課題について、きめ細かく対応するために、毎年各地区から提出される地区要望を中心に道路や水路等の維持修繕などに取り組みました。決算額は5,898万6,000円。事業の概要欄に100万円以上の工事15か所について記載しておりますのでご確認ください。266ページに評価と課題という部分で記載しておりますが、令和4年度の市への要望件数は299件で、そのうち緊急性など優先度の高いものから、地域基盤振興費等により90件について対策を実施しております。実施率は30.1%と、令和3年度と比べると下回る結果になったものの、地域の要望にはある程度お応えできたものではないかと考えております。毎年区長からいただく地域要望に対しては、極力迅速に対応するように心がけてきておりまして、現在試行中のスマートフォンを活用した市へ直接連絡できるシステムの本格運用に向けまして、今年度はさらに検討を進めてまいりたいと思っております。

続きまして、267ページの中段をご覧ください。4、道路新設改良事業です。市道の改良整備、老朽化補修対策、交通安全や防災対策等については、極力、国の有利な補助事業を活用しながら実施してきております。267ページでは社会資本整備総合交付金事業による道路改良、道路防災、側溝及び舗装改良など32件を記載しております。268ページでは道整備交付金による道路改良4件、通学路緊急対策事業による歩道整備2件、市単道路改良事業による比較的小規模な道路修繕等を13件記載しておりますのでご確認をお願いします。評価、課題の部分ですが、令和4年度の成果のうち、宮城町において大学建設関連の道路整備、国道41号船津割石防災事業に関連する残土処分の用地の取得など、他事業と関連する市の事業を確実に進めることができました。道路整備には有利な補助事業の活用が不可欠でありまして、今後も国や県の新しい補助制度には十分注視しながら対応してまいります。その上で交通安全や防災対策など、市民の安全・安心のための道路整備と、観光など産業振興のための道路整備など計画的に進めてまいります。さらに令和5年度は市内の道路照明灯について、台帳等の基礎資料をしっかりと整備した上で計画的なLED化による省エネを推進し、環境負荷の低減やライフサイクルコストの削減を図ってまいります。

続きまして、272ページをご覧ください。1、土地改良事業です。県営中山間地域総合整備事業を2地区、その他県営事業を5地区、現在実施中でありまして、今後も県の飛騨農林事務所の力を最大限にお借りしながら、公立で有利な補助事業を活用し土地改良施設の整備を進めてまいります。併せて県単土地改良事業も活用しながら、市が実施する用水路や農道整備も進めてまいります。評価、課題の部分ですが、高齢化や人口減少による受益者の負担軽減が求められる中、令和4年度は県営かんがい排水事業について地元分担金の軽減を図りまして、地元地域から大変喜ばれました。引き続き、こうした観点もしっかり考えながらできるところから改善をしてみたいです。市内に多くの土地改良施設で老朽化が進んでおりまして、特に幹線水路については多額の費用がかかりますので、国・県の有利な補助事業を活用して、今後、計画的に長寿命化対策に取り組んでまいります。

次に、273ページ、2、林道整備事業でございます。森林整備の促進を図るための林道開設、舗装やのり面改良、橋梁の点検等を実施して森林環境整備に努めてまいりました。国・県補助を受けて実施する公共林道整備事業では、繰越事業も含め記載の路線について整備を実施し、決算額は2億円となっております。評価、課題の部分ですが、高齢化や受益者、後継者の減少、山林への関心離れ等によりまして、林道機能の維持をしていくことが非常に困難な路線が増えてきております。令和5年度は、幹線林道などの重要路線の除草についてしっかり予算を確保しながら、林道機能の維持に努めてまいりたいと思っております。今後も引き続き林道整備については、国や県、森林所有者と連携をして整備保全に努めてまいりたいと思っております。

次に、275ページをお願いいたします。都市整備課です。1、都市公園整備事業については、飛騨市公園施設長寿命化計画に基づいて、老朽化した遊具等の公園施設について計画的に更新を進めてきております。令和4年度は杉崎公園の遊具広場をリニューアルするとともに、誰にでも優しい公園づくりを目指し、全ての子供たちが安心して一緒に遊べるよう、インクルーシブ遊具も設置をいたしました。また、千代の松原公園の再整備に向けたニーズ調査も実施をいたしました。評価、課題の部分ですが、昨年10月にリニューアルオープンした杉崎公園ですが、新たな大型複合遊具を設置、年齢層ごとに遊べるエリア分け、インクルーシブ遊具の導入など利用ニーズに即した公園環境の整備を行ったことで、連日多くの子供や親子連れでにぎわいを見せており、公園利用促進と子育て環境の充実を図ることができました。課題として残った駐車場の不足の問題、バリアフリー対策については、令和5年度引き続き整備を進めてまいります。今後も多くの市民に利用していただけるようにPRのほうもしっかり行ってまいります。その他の公園整備ということでは、今後、河川敷を活用した千代の松原公園の再整備、坂巻公園の小さな子供が遊べる環境整備を計画しておりまして、令和5年度は子供や高齢者などの利用者の意見を聞きながら、計画・検討を進めてまいります。なお、千代の松原公園につきましては、関係団体や事業所などと連携しながら、河川と一体利用できるようミズベリング利用区域に指定して、新たな利活用方法についても検討を進め、整備計画に盛り込んでまいります。

次に、その下の2、無電柱化等整備事業でございます。こちらは令和元年度に策定しました飛騨市の無電柱化推進計画に基づき、古川町の街並みを形成する市街地道路について無電柱化事業を推進しております。現在進めております壺之町線につきましては、令和2年度に工事着手し、令和6年度事業完了を目指して事業を進めております。また、次期計画路線であります市道大横丁線につきましては、現在、現地調査等を進めてきております。277ページの評価、課題の部分ですが、市道壺之町線の無電柱化につきましては、令和4年度末に無電柱化の本体管路及び引込管路の整備が完了しまして、今年度は管路への入線、既設電柱の撤去、景観舗装の施工を予定しておりまして、令和6年度に修景整備を完了する予定としております。併せて街路灯につきましても、設置位置やデザインについて地元調整が完了しましたので、今年度は設置工事を進め、年度末には当路線の景観も一新されるのではないかと考えております。また、次期計画路線の大横丁線につきましては、令和4年度に事業化に向けた現地調査、事業検討を行いました。今年度は、地元地域に対する計画説明や電線管理者との合意形成、課題となる地上機器の設置場所の確保など、事業調整を進めてまいります。

278ページ、最後になりますが、3、住宅対策助成事業でございます。定住・移住促進を目的と

した住宅新築購入支援、市内の経済対策等を目的とした住宅リフォーム支援など、地域課題に対応した住宅対策関連の支援を行ってまいりました。各事業の実績につきましては表に記載のとおりでございます。279ページの評価、課題の部分ですが、住宅新築購入支援助成金につきましては、定住・移住の促進のほかにも、中古住宅の購入による空き家対策、建て替え等による耐震化への推進もつながるケースが多く、住宅課題に対し複合的な効果があったと評価しております。令和4年度の交付実績は64件で、内訳は記載のとおりですが、コロナ禍前の令和元年度の61件を超えてきており、市内の住宅建設の状況は戻りつつあると思われまます。また、住宅リフォーム補助金についてですが、令和4年度の補助実績は181件でしたが、6,000万円の補助金に対し、総事業費は3億2,000万円で、経済効果は5.3倍となり、住宅関連業界から広がる市内への経済支援としては大きな効果があったものと考えております。なお、本制度の事業期間は令和5年度までの3年間としているため、最終年度である今年度は、3か年の事業効果を分析して、今後の制度の方向性について検討してまいりたいと思っております。また、市内のアパート不足による若年世帯等の市外への流出が課題となっているため、令和4年度には民間賃貸住宅の建設資金借入補助制度を創設しまして、民間アパートの建設促進を図りましたが、物価高騰の影響が想定以上に大きく実績にはつながりませんでした。令和5年度はアパートの需要や建設事業等を再調査しながら事業を進めつつ、課題等を把握した上で制度の見直しも含め対応を検討してまいります。

次に、歳入についてご説明いたします。歳入は決算書の76ページをお願いします。中段になります。分担金及び負担金の02農林水産業費分担金の農業費分担金につきましては、県営、県単、市単の土地改良事業に係る受益者からの分担金です。

78ページをご覧ください。一番下、06土木使用料です。79ページをお願いします。01道路橋梁使用料から、04住宅使用料までの各使用料につきましては、道路河川公園の占用料及び市営住宅家賃等の使用料となります。

87ページをご覧ください。下段になります。05土木費国庫補助金です。01社会資本整備総合交付金につきましては、道路整備、公園長寿命化、無電柱化、住宅計画、建築耐震化計画等に関する国からの補助金です。88ページをご覧ください。02道整備交付金から05臨時道路除雪事業までの4事業については、道路整備、橋梁長寿命化、歩道整備、道路除雪等に係る国からの補助金です。

97ページをご覧ください。下段になります。06土木費県補助金です。01河川費補助金及び02住宅費補助金につきましては、急傾斜地対策、建築物耐震化、空き家活用事業等に係る県からの補助金となります。

基盤整備部の説明は、以上で終了いたします。

●委員長（高原邦子）

説明が終わりましたので、これより質疑に入りたいと思います。質疑はありませんか。

○委員（籠山恵美子）

まず全体的なことですけれども、土木費の執行率82.2%と監査の資料はなっていますが、これは不用額が大きいということですよ。他の部署に比べると1桁執行率が低いという感じがしますが、これの主な要因をまずお聞きします。

□財政課長（上畑浩司）

不用額は、主要施策の成果に関する説明書の359ページをご覧くださいと思います。所属別の不用額の内訳になっておりまして、ここの中段の基盤整備部のところの不用額、右側に主な要因がありますけれども、市道の除雪委託料が1億3,900万円、それから消雪設備等の光熱水費が2,300万円、それから調査測量設計等々で520万円、それから県営事業負担金340万円、これが主なものでございます。

○委員（籠山恵美子）

こういうふうに書かれてありますけれども、要するに知りたいのは、どういう事情で他の部署に比べてこれだけ大きな不執行になったのかということですね。除雪費なんかは予算を大きく組んで、令和4年度は少なく済んだということなので、それはそれで結構なことですけども、それにしても額が大きいですよ。2億4,400万円というのは、例えば全部でなくてもいいですから、こういうような主な事情で今期は執行が遅れました、あるいはできませんでしたというのがあったら教えてください。

□財政課長（上畑浩司）

この359ページにありますけれども、基盤整備部の不用額は1億9,600万円でございます。その主なものが除雪で1億3,900万円ということになっておるということでございます。

●委員長（高原邦子）

ほかにございませんか。

○委員（野村勝憲）

不用額の関連で具体的に教えてください。263ページ、道の駅管理事業、これについて3か所で1,269万円を予算化されていますけれども、154万円の不用額となっていますが、この不用額は3か所で具体的にはどの道の駅がどうだったんですか。

□建設課長補佐兼管理係長（川崎忠相）

大きな要因としましては光熱水費になります。近年の電気料の高騰を見込んで補正予算で追加上程させていただいたところ、冬季の雪も少なかったり、そういったこともございまして余裕が出たということになります。

○委員（野村勝憲）

関連して、この中で道の駅アルプ飛騨古川、飛騨産直市そやなの裏に堤防がありますね。あの堤防に車が駐車しているんですよ。あれって国土交通省含めて許可されているのでしょうか。

□建設課長補佐兼管理係長（川崎忠相）

堤防の管理等につきましては岐阜県の管理の道路でございまして、基本的に駐車は許可はされておりませんが、常時とめられている方というのは、いないと思っております。

○委員（野村勝憲）

実は常時とまっているんです。私は、朝早くあの周辺を散歩しています。今朝も実はとまっていた。そやなのスタッフの車とか、あるいは配送車がとまっているんです。上から商品を出入りしているわけですよ。そういう形でやっているんですよ。これは地元の市民からも声が出て、それで私はチェックしているんですけど、その辺について市は全然情報を把握してないんですかね。

□建設課長補佐兼管理係長（川崎忠相）

委員おっしゃられるとおり、細かくは把握しておりませんが、そやなを所管しています食のまちづくり推進課と意見交換をしまして状況を把握したいと思います。

○委員（野村勝憲）

前の道の駅、数河の山村さんがやっていたあの辺については一切駐車してなかったんです。今のそやなができてからです。それで、関係機関と打ち合わせをして駐車してもいいと許可が出たとしたら、せめてのお願いですけども、あの堤防周辺の草刈りはそやなでやってもらいたいと思いますが、それを強く要請して行ってください。

□建設課長補佐兼管理係長（川崎忠相）

そちらにつきましても所管課と情報共有して、どのように管理していくのが適切かを相談してまいります。

●委員長（高原邦子）

ほかにございませんか。

○委員（前川文博）

同じく263ページですけども、先ほど除雪事業の話で、評価の中で「よりきめ細やかな除雪を要望される路線が増えている」という話があったのですが、具体的にどんなことをもっとやってくれという話が出ているのか教えていただきたいと思います。

□建設課長補佐兼管理係長（川崎忠相）

例年同じようなご要望をいただくわけですけども、多いのは、除雪ドーザーで除雪した際の、雪の残ったものが家の前にあるとか、側溝の上に残っているといったことが結構ございますので、委託業者のほうにお願いしまして、なるべく残らないような除雪の仕方をしていただくなどをお願いしていこうと思っております。

○委員（前川文博）

多分それは個人の家の前という話になるのかなと思うんですけど、私がよく聞くのは交差点部分でのその話をよく聞いたので。今のは、個人の家の前まで持っていってくれという要望が来るということなんですか。交差点とかの話になるんですか。

□建設課長補佐兼管理係長（川崎忠相）

交差点に限らず、通常の家の前もどうしても残ってしまうことがございまして、ある程度住民の方にご協力をいただいて処理していただいているんですけども、やはり氷の塊みたいなものが残ってしまうこともございますので、そういったことについてご意見をいただいたりするかと思います。

●委員長（高原邦子）

ほかにございませんか。

○委員（籠山恵美子）

主要施策の成果に関する説明書の278ページ、住宅対策助成事業の成果ですけども、279ページ、ひとり親家庭への住宅支援というのは、こういう制度はとても大事で成果が上がればいいなと思っておりますけど、実際に令和4年度は補助件数10件となっておりますが、これは何件提示して、それでフルの件数ですか。あるいは応募はもっとあったとか、この辺りの成果を教えてください。

□都市整備課長（忍哲也）

このひとり親家庭の住宅支援制度につきましては、市民福祉部子育て応援課のほうで児童扶養手当の対象になっている方、全てにお声をかけさせていただきまして、その中でアパートに住んでみえる方、また、一軒家に住んでみえる方、その対象の方、大体その方には概ね支援が行き届いているという状況でございまして、現在アパート8件、一軒家2件の対象で支援をさせていただいておるところでございます。

●委員長（高原邦子）

ほかにございませんか。

○委員（前川文博）

主要施策の成果に関する説明書の273ページですが、林道関係のお話で伺います。今、私たちも意見交換会へ行くと草刈りをお願いということで、それは予算を確保してということで向かわれるんですけども、林道での舗装しているところはいいんですが、舗装してない林道の路盤が雨で削られたりして結構掘れてしまっているところもあるんですが、こういったところの補修というのはある程度計画的にされるのか、本当に車が落ちて動けなくなるぐらいまで直せないのか、その辺はどんな感じでしょうか。

□基盤整備部長（森英樹）

林道の中でも未舗装で峰越しになっている、要は集落と集落を結ぶような林道は、市のほうで月1回のパトロールをしております。ちょっと危険だなというところは補修をするようにしております。その中で維持修繕費で直せるものと、予算をしっかりと取って直さなければならないものとか、県の補助をもらって直さなければならないものという仕分けをして対応をするようにしております。

●委員長（高原邦子）

ほかにございませんか。

○委員（住田清美）

主要施策の成果に関する説明書の277ページの市営住宅のことについてお尋ねしたいと思っておりますが、市営住宅、各地区にいろいろありますので一概には言えないと思っておりますけど、今申し込みを待っている方、順番を待っている方というのはどれぐらいいらっしゃるのでしょうか。

□基盤整備部長（森英樹）

募集をしまして、複数の応募があった場合は入居者の選定委員会にかけて最優先の方に入ってもらおうようにしておりますけども、意外とそういった選考委員会を開く回数というのは前と比べると大分減ってきておまして、ということは、大体今の住宅需要が今の市営住宅の数に収まっているのかなというふうに感じております。

○委員（住田清美）

前はよく抽選待ちという方がいらっしたんですが、今このように建築資材とかが高騰してきますと、なかなか家を建てるのも勇気がいるような状況の中で、市民の生活も苦しくなってくると、やっぱり所得の少ない方は入居を希望される方も増えてくると思うんですが、でも市営住宅に関してはこの10か年計画の中で長寿命化ということですが、今後、需要が増えたときに新たに市営住宅を建設するというような思いはこの計画の中には含まれていないのでしょうか。

□基盤整備部長（森英樹）

新たな住宅を計画してないのかということですが、はっきり申し上げますと計画はしておりません。今の住宅の中で大体収まっているというのがありますし、民間賃貸住宅に対して市が補助を出して家賃を低廉化させるという方法のほうが、市の施設の維持管理の面からしても、そちらのほうが有利だというふうに考えておりますので、今は民間のそういうアパートをどんどん促進をしていくような、そういう方向で考えております。

○委員（前川文博）

今の関連ですけれども、その中で評価と課題の部分で「令和5年度までに耐用年数を経過する市営住宅が全体の約4割」ということで書いてあります。耐用年数が建物によると思うんですけど、どれぐらいが耐用年数となっているのか。この先、長寿命化で延ばしていくといったときに、どれぐらいまで使っていききたいという思い、その辺を教えてください。

□都市整備課長補佐兼建築係長（直野幸浩）

市で管理している住宅は鉄筋コンクリート造とか、鉄骨造とか木造とかいろいろ種別がありますが、やっぱりその中でも木造住宅はかなり耐用年数がきているところがあります。そういった建物を長寿命化計画の中で維持修繕をしながら、例えば耐用年数が30年とか40年あれば、それをさらに延ばしながら、そこが改修工事をしたことによって何年もつかというところまでは検証できていませんけれども、今ある市営住宅を長く管理しながら、先ほども部長が言われたように、できればそういった民間の活力でアパートなりを建設していただいて、そちらへ誘導できて、市営住宅もやはりコストがかかりますので、維持管理の面でも極力管理がかからないような対策を講じていかなければいけないかなというふうには考えております。

●委員長（高原邦子）

ほかにございませんか。

○委員（上ヶ吹豊孝）

主要施策の成果に関する説明書の269ページ、これが毎回予算で出てくるんですけども、要は、橋の塗料に鉛やPCBが含まれたものがあるということで、随時対策を取っていくと出ているのですが、これは工事内容として塗装を剥がして新たに塗り直すのか。私はコストを考えたら上から塗装したほうが安上がりだと思うのですが、どういった工事をされているんですか。

□建設課長（藤白規良）

塗装には大きな有害物質が2つございまして、鉛とPCBがございます。PCBの中でも高濃度のPCBと低濃度のPCBがございます。高濃度のPCBは現在調査したところ、飛騨市の橋梁には確認されておりません。低濃度のPCBにつきましては10橋確認をしております。そちらの除去と、あと鉛については塗装の下地に含まれております。なので、下地に含まれている鉛は、塗装工事をするときは必ずそれを完全に除去しなければならないという状況です。なので、塗装工事が入るといことは、橋梁の塗装を全て撤去して塗装を塗り直すというふうに対応を取っております。

○委員（上ヶ吹豊孝）

ということは、上から新しく無害な塗料をコーティングするという工事は駄目だという認識でよろしいですか。

□建設課長（藤白規良）

上からかぶせるということは認められていません。

○委員（水上雅廣）

道路維持の関係でお聞きをしたいと思います。道路パトロールもしていただきながら、維持関係については本庁の予算、それから振興費等々で手当てをしてもらっています。市民の方からも喜んでいただいておりますと思うんですけど、ただ、特に目立つのが舗装の関係なんですけど、郡部へ行くと一路線が長かったり舗装の亀裂があちこちに見受けられるものですから余計ですけど、例えば視認ですけど100メートルずっと亀裂が激しいなと思いつつも、予算の関係だと思いつつも、50メートルしかできませんとかある。ただ、もったいないなと思うのは、またその継ぎ目から亀裂が入るということは往々にしてあったりするので、できればそういうことのないように、予算の中ということですけども見直しをかけていただけてやっていただけないかなというふうに思うわけですけども、そういった維持の仕方といいますか、そういうことについてのようにお考えなのかお聞かせいただけますか。

□建設課長（藤白規良）

舗装の補修につきましては、以前は社会資本整備の補助事業でできたんですけども、それが補助対象外ということになりまして、補修用の起債ができております。そちらを充当して整備しておりますが、その起債に対する交付税の充当率が低いものですから、うちとしては全体の事業費の平準化の中で一応計画的に進めているというのが実態でございます。

○委員（水上雅廣）

事情は分かるとは言いたくないですね。いいんですけど、薄々そうだろうなと。ですけど、やっぱりせつかくやっていただいて皆さんに喜んでいただけるのなら、路線優先度をつけていただいてでもいいんですけど、そういう考え方も少し含めて。例えば振興費でやられる場合は、要望も多いですし、どうしても地区配分とかいろいろ考えなければいけないので、今言ったようなことについてはできれば本庁の維持費とか、交通安全でもいいんですけど。少し観点を考えていただけるとありがたいというふうに思うのですがどうでしょうか。

□建設課長（藤白規良）

地域振興費はもともと箇所づけてやるような大きなものは想定しておりません。実際、舗装で100メートル、200メートルともなりますと、やはり箇所づけて予算を確保する必要があります。また、それらは現在でも箇所づけ予算、維持修繕のほうで予算を確保してやっております。また、全体の舗装修繕計画の中で維持修繕、優先順位を考慮しながら予算確保して対応していきたいというふうに考えております。

○委員（水上雅廣）

分かりました。ぜひそういうふうに、なるべく路線がしっかりと1回で整備ができるというのが望ましいと思いますから、舗装についてはそういうことで。側溝とか含めて同じだと思うんです。のり面の対策なんかも。地域振興費は多分100万円からあちこちぐらいがめどになるのかなというふうに思うものですから、その範囲でできることって、この頃は資材が高騰していますからいろいろあると思います。なので、決算上はしっかりやってもらったというふうに確認をさせていただきますけど、今後については、ぜひ先ほど言ったようなことで検討いただきたいと思いま

す。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めますが、森部長どうですか。

□基盤整備部長（森英樹）

舗装というのは道路の安全性という面で一番大事な部分だと思っております、水上委員が言われたように、何か中途半端なところで舗装の工事を止めたりはしないように、なるべく一連の区間の中で悪いところは一連で直すようにするというのは心がけていきたいなと思っております。私もよくもうちょっと距離伸ばせばよかったのにとというようなところもありますので、そういうところは柔軟に対応してまいりたいと思っております。

●委員長（高原邦子）

ほかにございませんか。

○委員（籠山恵美子）

主要施策の成果に関する説明書の275ページ、276ページの都市公園整備事業についてですけども、まず、千代の松原公園の再整備に向けたニーズ調査を実施したということですが、これの回答を得て、主にどういう内容が多かったですか。

□都市整備課長（忍哲也）

10代から75歳までの市民ですとか、古川小・中学校の児童に対しましてアンケート調査を実施させていただいたわけですが、その中で千代の松原の再整備を望む声が70.2%あったということで、小・中学生については84%という非常に高い数字で再整備を望まれていたということでございます。あと、どのような施設がほしいかということで、例えば芝生広場ですとか、水で遊べる施設、あと日陰の施設がないのでそういった施設がほしいという意見が多かったということでございます。

○委員（籠山恵美子）

遊具あるいはスポーツ器具などについての要望はあまりなかったですか。

□都市整備課長（忍哲也）

かなり多くの方のご意見がありまして、その中にはスポーツ施設とか杉崎公園のような遊具を入れてほしいとか、そういったご意見もございましたが、あちらは河川内の公園になりますので、なかなか同じようなことはできないなということは思っておるんですけど、今の現状を踏まえて河川内の中でどのような整備ができるかといったことを踏まえてワークショップ等で検討してまいりたいと考えております。

○委員（籠山恵美子）

杉崎公園は夏休みもいっぱいいらっしゃって、私も利用させてもらいましたけど。決定的にあの公園のいいところは、街なかの都市公園の遊具と違って造形がみんなステンレスのパイプで作られていますけど、そこに手で触っても熱くないコーティングが全部されているんですよ。これが本当に決定的だと思いました。町なかの小さな都市公園でよくお年寄りがお孫さんを遊ばせていたりしますが、日中の気温が高いときはブランコでも滑り台も熱くて触れない、お尻まで熱いという感じで、なかなか暑い時期の活用がなかったと思いますけど、それがきちんとカバーされている、解決されているということとっても画期的なので、その手法はほかの都市公園、こ

れから整備に力を入れていくようですけれどもそういうところに、もう基本的な問題として工夫していただきたいと思いますが、そういうものは考えていらっしゃいますか。

□都市整備課長（忍哲也）

構成遊具については以前からお話があって、夏熱くならないかなということはずい心配をしていたんですが、杉崎公園の状況を見ますと、やっぱり技術進歩があってそんなに熱くならなかったということでちょっと安心はしているのですが、大分、物自体も変わってきておりますので、その他の公園につきましても、今後老朽化していく施設につきましてもは長寿命化等、そういったときに更新をしたいと思っておりますが、その際にはそういった遊具が熱くならないようなこともしっかり考えながら更新をしていきたいと思っております。

●委員長（高原邦子）

ほかにございませんか。

○委員（澤史朗）

除雪の件で一つお聞きしたいんですけども、主要施策の成果に関する説明書263ページにも書いてありますけれども、高齢化により各地域による除雪作業が困難になってきていると。これ実際そうなんですけれども、そこで総務部のほうでも地域助け合い除雪支援事業というのがあろうかと思うんですけども、この設計の段階で除雪の対象の違いはあるのでしょうかね。いわゆる道路を除雪するとか、屋根の雪下ろしをするということで、これ基盤整備ですから基本的には屋根の雪下ろしではなくて道路関係だと思ってしまうんですけども、そういったふうでここでもボランティアの除雪活動を支援するというふうなんですけれども、その除雪の範囲というのは、それぞれで区別されているのかどうなのか。

□建設課長（藤白規良）

建設課でみていますこのボランティア除雪につきましては、きっちりとした制約は逆に設けておりません。というのは、除雪が間に合わなくて地元の方がやられる場所であったり、除雪で残っていた雪団子を地元が除雪をされたりということで、その辺をある程度広い意味で、地域の方が地域を守るためのボランティア活動という意味で設定をしております、こちらに対しての先ほど言われたような屋根の雪下ろしだとか、あまり細かいルールまでは示しておりません。

○委員（澤史朗）

このボランティア除雪活動の登録というのは、ここに書いてあります市民個人だとか、各種団体ということなんですけれども、総務部のほうで展開している地域、地区でまとまって、例えば高齢者のお一人世帯、雪下ろしができないとか、周辺の除雪ができないというふうで登録するというような形を取っているかと思うんですけども、なかなか総務部でも結果を見るとそうですけれども、こちらもうまく動かなかった。今冬の場合は雪が少なくて活躍する場があまりなかったのかもしれませんが、施策としてはいいんですけれども実際にはあまり動いてないということが見受けられるんですけども、その辺、横の関係というのはしっかり取れているのでしょうかね。

□建設課長補佐兼管理係長（川崎忠相）

今、委員ご指摘のボランティア除雪につきましては、この制度を拡充した際に、総務部のほうにも情報展開はしております。先ほど建設課長からも申し上げましたが、細かいきちっとした規

定は、目安としてはあるものの、絶対それを守らないと登録できないということはなく、なるべく柔軟に対応できるようにはしておりますが、あくまで道路というのは前提でありまして、例えば市道はたくさんあるんですけども、本来、全部除雪できればいいんですが、様々な事情から全部できないというのが現実でございまして、そこを市民の皆様にご協力いただいておりますところでございます。

除雪の通常路線に指定するにしても、ある程度の家屋がないと新規に除雪するようにはしていません。その辺は要望いただいたときに丁寧に説明させていただいて、こういう理由で通常除雪路線にはできないので、こういったボランティア除雪を活用していただけたらというような説明をさせていただいているわけなんですけれども、総務部のほうですと、恐らく屋根でありますとか民地のほうもいいということだと思っておりますので、その線引きはきちりできるように、あくまで基盤整備としましては赤道とか筋骨であるとか、市道に限らず公共の道路とみなせるところについて助成するという手段を取らせていただいております。

○委員（澤史朗）

基盤整備、道路のほうの管理ですから、いわゆる市道とか今言っていた道路関係なのか、民有地なのかによって若干線引きがあるかと思うんですけども、その辺をうまく連携させて、もうちょっと幅広くというか、先ほど課長言われたような明確な線引きはないという部分もありそうなので、そのところをうまく使っていただけるともうちょっと利用者というか、これが増えてくるのではないかなど。しっかりと線引きをされると、かえってやりにくい部分もあるのかなどというふうにも考えますので、その辺は総務部との連携をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

□建設課長補佐兼管理係長（川崎忠相）

貴重なご意見ありがとうございます。再度、総務部のほうと協議いたしまして、横の連携がさらに取れるように進めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

●委員長（高原邦子）

ほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

◆休憩

●委員長（高原邦子）

説明職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。再開を午前11時といたします。

（再開 午前10時56分 再開 午前11時00分）

◆休憩

●委員長（高原邦子）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆認定第1号 令和4年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について

【農林部所管】

●委員長（高原邦子）

認定第1号、令和4年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について、農林部所管の歳入歳出決算を議題といたします。説明を求めます。

□農林部長（野村久徳）

それでは、農林部所管の令和4年度決算についてご説明します。先に歳出について、令和4年度決算に係る主要施策の成果に関する説明書を使用いたします。

それでは195ページをご覧ください。農業委員会は、農地法等に基づく農地の売買や賃借の許可、農地転用案件への意見具申などを行います。農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定が約15ヘクタール、農地中間管理事業に基づく利用権設定が約14ヘクタール行われました。

次の196ページにお進みください。2、農地利用状況調査実施の結果、山林化等により非農地通知を発行した荒廃農地が、33筆、約4.9ヘクタールありました。

197ページをご覧ください。3、農業者年金支給事務です。農業者の老後の安定を図るための公的年金制度ですが、2名の新規加入者がありました。

次の198ページをご覧ください。農業振興課所管施策になります。①農務係に関するものです。総括事項として、人口減少社会に対応した農業構造を確立するため、県営土地改良事業による圃場整備事業、農地中間管理事業を活用した農用地利用集積に取り組みました。

1、農地利用最適化事業の推進です。高齢化や担い手不足により耕作放棄地が増加する中で古川町畦畑地区をモデルに10年後、20年後を見据えた農地利用の検討を行いました。次の199ページをご覧ください。県営土地改良事業については古川町玄の子地区で工事が行われ、杉崎地区では換地業務が行われました。その他事業の明細は記載のとおりです。次の200ページをご覧ください。評価等については、県営圃場整備は事業体役員の努力により着実に進んでいます。今後は大きくなった圃場に応じた大型農業機械の導入や担い手の育成への対応を進めます。

次に201ページをお願いします。2、スマート農業技術導入の推進については、水田センサー、気象センター等による、水管理の省力化、収穫適期の可視化などの実証を進めました。スマート農業技術導入については引き続き積極的に進めてまいります。

次の202ページをご覧ください。令和4年度は肥料価格の高騰がありました。国の支援策が受けられない市内水稲生産者への対策を補完しました。

次の203ページをご覧ください。②担い手支援系の事業についてご説明します。

1、新規就農者応援事業では都市部で開催される就農フェア等を通じて本市のサポート体制をPRしました。次の204ページをご覧ください。本格的な就農に向けて表の一覧にある国や県の補助制度に加え、市が支援策を補完し、本格就農へのきめ細かなサポート体制を整えました。

次の205ページをご覧ください。2、担い手応援事業です。中核となる農業の担い手を支援するため、経営改善計画の実現を目指す認定農業者等を対象にきめ細かな事業を実施しました。次の206ページをお願いします。農業人材の確保に向けて、パート、アルバイトの募集支援や従業員受け入れのための環境改善などの支援を行いました。肥料や資材に加え農業用機械も高騰する中で、農産物価格への転嫁が十分進んでいないことは中核的農業者にとっても大きな課題となってい

ます。施設や機械への支援も進めつつ、作業の省力化や経営の効率化に向けた取り組みへの支援を拡充したいと考えています。

次の207ページをご覧ください。3、食のまちづくり推進課になります。飛騨牛や高冷地野菜、米や鮎に至るまで様々な食材の魅力の市外へのPRや農産物直売施設の円滑な運営を支援しました。

1、農産物直売施設整備・活性化事業です。次の208ページをご覧ください。上町農産物直売施設（そやな）は令和4年7月のオープン以降、イベント開催などの集客に努められ前年比244パーセントの売り上げにつながりました。今後は出荷者の増加や、より魅力的な農産物直売施設となるよう指定管理者を伴走支援してまいります。

2、地域食材活用推進事業です。次の209ページをご覧ください。都内での飛騨市食材の活用促進や飛騨市食の大使による首都圏シェフの招へいなどの事業を実施、市内では「飛騨市まるごと食堂」や「食と森の祭典」を開催しました。今後も、飛騨市内ならではの食の素材のPRや生産者と飲食店とのマッチングを進めます。

210ページをご覧ください。3、うまいお米販売促進事業は、食味コンクールへの出品や販売パッケージ作成への支援を行いました。

次の211ページをご覧ください。4、バラと森のプロジェクトは地域住民主体の実行委員会により、子供から大人まで多くの方が参加できるイベントになってきています。

5、飛騨清流みやがわ鮎の知名度向上事業です。次の212ページをご覧ください。首都圏の料理人には評価が高い一方で、市内での認知度向上が課題になっていることから、漁業協同組合等と連携し課題解決に努めてまいります。

213ページをご覧ください。飛米牛と飛騨地鶏は首都圏シェフを招へいや市内イベントでPRに努めました。

8、食育推進事業です。次の214ページをご覧ください。保育園、小学校、生産現場において様々な経験を通じて食に関する知識や食生活に楽しく興味をもってもらえる取り組みを進めました。

次に216ページにお進みください。4、畜産振興課所管事業です。飛騨牛の生産者は、子牛が生まれて約9か月育てて子牛市場に出荷する繁殖農家、子牛市場から購入して約2年育てて飛騨ミートへ出荷する肥育農家、その両方を組み合わせて経営する一貫経営農家があります。令和4年度は高山子牛市場では年度当初の80万円平均から68万円へと大きく値を下げました。枝肉価格については和牛去勢A等級が令和3年度とはほぼ変わらず高値を維持する結果となりました。また畜産経営にかかる経費の多くを占める飼料が高騰し、厳しい経営環境になったため、緊急対策を実施しました。ここ数年課題となっていた獣医師確保については、様々な対策を実施し、令和5年度の新規獣医師の確保につながりました。それでは主な事業について説明いたします。

次の217ページをご覧ください。飼料高騰への緊急対策として、粗飼料や配合飼料の調達に関する支援を実施しました。飼料価格は現在も高い水準となっており、地域内の飼料自給への対策が課題となっており、その対策を進めます。

次の218ページをご覧ください。これらに対応するため3、地元産稲WCSを利用する畜産農家への支援を行いました。また、4、堆肥の地域内循環を促進するため、大豆や米、薬用トウガラ

シの生産者に対する補助を行いました。

219ページをご覧ください。5、畜産・酪農家向け利子補給制度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により経営悪化が懸念される生産者向けの利子補給です。

6、牛伝染性リンパ腫浄化・淘汰については全頭抗体検査を実施。陽性率は25%から17%に減少しました。また外部からの導入、自家保留する牛の検査を支援するなど早期清浄化にと努めています。

220ページをご覧ください。7、各種繁殖雌牛保留導入事業については、繁殖素牛価格の高騰による生産者の経済負担を軽減し、優良な遺伝資源を確保するための事業です。飛騨牛ブランドの向上には遺伝資源の確保は必須であり、牛伝染性リンパ腫淘汰を併せて進めてまいります。

8、獣医師確保対策事業、獣医学生インターシップ支援です。221ページをご覧ください。「NOSA I 夏季臨床実習」については13名と予想を超える希望があり、そのうち岐阜県内出身者の4名を受け入れました。令和3年度までの各大学でのPRの効果があったものと考えています。併せて獣医師の処遇改善も行ったことで、令和5年度の新規獣医師の確保につながりました。

9、受精卵移植・採卵推進事業です。222ページをご覧ください。受精卵採卵は、子牛の生産に意欲のある生産者からのニーズが多いことから、飛騨市家畜診療所での受精卵処理が可能となるよう受精卵採卵室の整備について検討したいと考えております。

10、カウレンタルマッチングサービス地域支援事業は、耕作放棄地対策として地域と畜産農家、飛騨市が協同し、古川町畦畑で牛2頭、神岡町梨ヶ根地区でヤギ放牧の実証をしました。地域や生産者の飼養管理の負担など様々な課題が見えてきていますが、解決策を見出し、実証を重ねてまいります。

11、ひだキャトルステーション研修生サポート事業です。223ページをご覧ください。令和4年度の研修生は2年目を迎え、農家実習が中心となりました。全国和牛能力共進会には全期間参加していただき、貴重な経験をさせていただきました。

12、全国和牛能力共進会 in 鹿児島支援事業です。224ページをご覧ください。5年に1度開催される共進会を盛り上げるため市内でのPRに努めたほか、市民参加の応援ツアーを実施し、10名の参加がありました。参加者からは「飛騨牛のことが学べて良かった。」、「次回も参加したい。」などの評価をいただきました。

それでは225ページにお進みください。5、林業振興課所管のうち、①林務係についてご説明します。総括事項です。市内国有林を除く針葉樹人工林の約3分の2は主伐期に当たる50年を超え、本格的な利用期を迎えています。令和4年度は林業の生産性と経営力の向上に加え、里山林整備事業等による集落周辺の環境保全への取り組みを進めました。

1、民有林整備の推進です。当事業は、国・県の補助制度を活用しつつ、市が補完する助成を行うことで、間伐約51ヘクタール、作業道開設770メートル、作業道補修6路線の整備に加え、約26トンの広葉樹が搬出されました。また、令和4年度の新規事業として実施した森林作業路機能強化支援事業では、河合町元田地内で5,200メートルの作業路の強靱化を図りました。226ページをご覧ください。各種関連する事業は表に掲載のとおりです。主な事業を説明いたします。森林整備地域活動支援事業は、飛騨市森林集約化推進協議会が主体となり小規模で分散した森林の集約化を進め、効率的な森林整備に資する取り組みです。令和4年度は約213ヘクタールの集約化が

図られました。市有林整備事業では古川町畦畑地内にある本市市有林約7ヘクタールの間伐を行い、飛騨市森林組合を通じて木材販売を行いました。表最下段の未整備森林整備事業は、森林経営管理制度に基づき、市が主体となり整備推進を図るものです。令和4年度は飛騨市森林集約化推進協議会への委託事業により森林所有者に対して森林経営意向調査を行うとともに、間伐を約7ヘクタール実施しました。227ページをご覧ください。課題ですが、森林の集約化と木材生産能力の強化に加え林業従事者の人材確保になります。これらに対応するため、令和5年度には林業技術者の育成・確保を重点課題とした新たな取り組みを始めております。

2、里山林整備の推進です。集落や生活道路に隣接している森林について、里山林整備事業ではバッファゾーン整備、不用木や危険木の除去を行いました。事業後の維持管理が課題となりますが、引き続き地域との役割分担の説明など丁寧に行ってまいります。事業の内訳は表に記載のとおりです。228ページをご覧ください。これまでに見えてきた同事業の課題と対応策についてご説明します。集落周辺の里山林整備は県制度を踏襲して、木材生産を目的としないことから伐採木の搬出を行っていませんでした。県制度や地元要望もあり皆伐に近い施業となり、倒木の心配や日当たりがよくなった一方で、場所によっては残された伐倒木が災害を誘発するのではないかとの住民の心配や、また、里山環境整備の目的にもかかわらず、施業後翌年には伐倒木にクズなど蔓性の植物が覆いかぶさり、山の管理に入れないなどの課題が見えてきました。これらの原因は、県制度をそのまま踏襲したことや、里山林環境整備について科学的な根拠に基づく施業が十分でなかったことです。こうした反省を踏まえ、令和5年度は森林施業、造林、山地災害等の有識者と市による検討会を立ち上げ、過去に里山林整備事業を実施した箇所の総点検を行うとともに、必要に応じて伐倒木の搬出や林内整理などを実施しております。また、有識者検討会では、市が実施する里山林整備事業の目的と、その達成に向け必要となる手法のガイドラインについて定めた新たな基本指針の年度内策定を目指しております。将来を見据えた里山林の良好な整備は、管理も含めて難しい課題ですが、専門性に裏付けられた飛騨市ならではの施業に努めてまいります。

3、広葉樹のまちづくりの推進です。主な事業の説明をいたします。広葉樹天然生林施業実施支援事業では、令和4年度に新設した事業です。国・県の補助対象にならない天然林の施業への支援を行うことで、民間事業者が主体となった広葉樹の生産体制構築を進めました。229ページをご覧ください。上段の小径広葉樹サプライチェーン構築支援事業は、広葉樹活用コンシェルジュの配置や原木仕分けに対する支援を行いました。広葉樹天然林試験伐採事業は、伐採前更新評価など広葉樹天然林施業の基本方針に沿った実証を行いました。広葉樹のまちづくり学校開催事業は、サプライチェーンの様々な分野での人材確保につなげるため実施したものです。その他関連事業は表に記載のとおりです。230ページをご覧ください。令和4年度には、それまで課題となっていた広葉樹天然林の適正な管理等について定めたガイドラインである「飛騨市広葉樹天然生林の施業に関する基本方針」を専門家の指導を受けて策定しました。これにより持続可能な広葉樹生産の仕組みが整いました。

231ページをご覧ください。4、多様な森林活用の推進です。広葉樹の森と地域産品との関係を見える化プロジェクトは国交付金を活用し、岐阜大学との共同により水や土壌と農産物等との関係性を調査しました。森や土壌、水資源といった市民の暮らしに欠かせない公益的機能が少し

つ可視化できる見込みが立ってきました。令和5年度も調査を継続します。

232ページをご覧ください。5、野生鳥獣による被害対策の推進では、有害鳥獣損害防止助成金の交付に加え、課題となっている狩猟者育成対策を行いました。令和4年度から鳥獣対策業務を林業振興課に一元化しました。

次の233ページをお願いします。②森林調査係です。

1、地籍調査事業が主な事業になります。令和4年度末の進捗率は29.94パーセントになりました。地籍調査の課題は、事業着手から登記完了まで1地区10年以上を要することです。一方で、土地所有者の高齢化等により、土地の記憶が失われていく状況にあります。今後はリモートセンシング技術の導入検討なども進めてまいります。

次に、歳入について、令和4年度飛騨市歳入歳出決算書を使用します。

決算書の73ページをご覧ください。上段に森林環境譲与税があります。主に広葉樹のまちづくりの推進や未整備森林整備事業等の財源に充てております。

87ページにお進みください。04農林水産業費国庫補助金のうち01山村活性化支援交付金は広葉樹の森と地域産品の見える化プロジェクトに、03農業費補助金は上町農産物直売施設の建設の財源に充てております。

95ページにお進みください。県支出金のうち04農林水産業費県補助金、01農業費補助金、001農業委員会交付金から96ページ、97ページまでお進みください。02林業費補助金、008自然環境整備事業補助金までのうち、基盤整備部所管の土地改良事業にかかる補助金を除く多くが歳出で説明いたしました農林部所管の事業に充てております。

以上で農林部所管の説明を終わります。

●委員長（高原邦子）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（上ヶ吹豊孝）

鳥獣被害のことで林業振興課に一元化するというところでやられているのですが、毎年、市民との意見交換会で農村部へ行くとこの鳥獣被害が毎年出ているのですが、1つは、何とかならんかって言っているんですけど、これはやっぱりなんとかならないような気がして、農家と行政と一体になってやらないと、やっぱり個々では無理だなというふうに私も思いかけて、そういった集落等へ出向いて意見交換会をやっていらっしゃるということなんですけど、やはり一体になってやらないと無理だなと思ったので、その辺の強化の考えをお聞かせください。

□農林部長（野村久徳）

獣害については本当に農業の生産についても非常にダメージもありますし、ある意味では過疎化のきっかけとなるような大変重大な問題だと思っております。相手が自然界ということもありますので、単純に予防措置するとか、電柵張るとかだけではなくて、土地の利用も、その周辺の林野部の整理ですとか、そういったことも踏まえて専門家と住民の皆様とやっていくつもりであります。

具体的には、先般、大学の専門家の先生に来ていただきまして、黒内果樹園が熊の被害が多かったので、そこで検証しました。そこで改めて、例えば電柵に防草シートを張ることがあります。そうするとその防草シートで電流が遮断されてしまう。つまり、防草シートの上に動物が乗っ

てしまうと、刺激を受けないこととか、つまり幅を狭くしないと効果がないとか、あるいは熊だと手でポールをはじくので弾力性があるものでないとまずいとか、様々な知見が得られました。言われてみると当たり前のことなんですけど、そういったことを我々市の職員、それから今年度作ったサポートセンター、それから地域住民の方と前向きに学びながら、そういう動物に順応できる対策を一步ずつ着実に進めていきたいというふうに考えております。

○委員（上ヶ吹豊孝）

分かりました。それともう1つですが、皆さん野菜を作っている、米を作っているところは電柵をやられているんですね。それで、耕作放棄地にならないように、電柵はしてないけど豆とかそういったものはあまり手間がかからないのでやっているんですけど、そこに今まで来なかった鹿がちょうど花が咲いて葉っぱが出た頃に葉を全部食べられたとか、そういったところがあって、電柵するほどではないけど耕作放棄地対策でせっかくやっているのに駄目になってしまったと。

それで、今、飛騨市では電柵の補助をやられているのですが、結局2分の1で、なおかつ上限があるのでなかなかそこまで農家の方も、結局コストがかかるので、できれば補助金の補助率を上げるとか、例えば距離によって補助率を上げるとかそういった検討はできないのでしょうか。

□農林部長（野村久徳）

これは本当におっしゃるとおりで、個々の畑となるとやっぱり個人ということでそういうふうになっているのですが、全体を通して考えていくということが非常に必要で、その辺りは公益性が伴うと思います。先般も袈裟丸地区で猪の被害があったものですから職員と地元の方と出かけたときに、例えば柵の維持管理とか、これから補修についてどうしていくかという課題も出てきますので、そういったことも踏まえて、もう少し実態に合っ、公益性に照らして、どこまでそういう助成の拡大ができるかというのは検討してまいります。

○委員（上ヶ吹豊孝）

電柵したら終わりではなくて、毎年農家の方は春に設置して秋に撤去するんですね。そういった手間のことを考えたりとか、それでも自分の農作物を守るといことでやられているので、全体の話ではなくて、やっぱり各農家の方は自分とところの畑はとりあえず守ろうといことで、明確な回答がもらえなかったんですけど、電柵の補助率をもう少し個人負担を下げるとか、そういったことは検討できませんか。

□農林部長（野村久徳）

これから来年度の新規予算の編成に向けて企画を練っていくわけなんですけど、まず現場に出て様々な意見を聞いて、その負担をどこまで、例えば公的に負担するかというバランスの問題がありますし、補助については基本的には2分の1が原則になっておりますので。ただ、これはあくまで自然災害の1つもありますし、その辺りはまた検討してまいりたいと思います。

●委員長（高原邦子）

ほかにございませんか。

○委員（野村勝憲）

一番悩ましいのは、やっぱり農業の後継者不足ということで、特に古川町ですけども、御存じのように街中の商店はこの10年で半分くらい消えてしまったんですね。これも後継者の問題だと思いうんですね。そういうことで農業、例えば郊外に目を向けますと、上町の中でも大きな面積を

持っていらっしやったところが休耕田になっていると。それは1件だけではないんですね。私がウオーキングしているところでも2～3件見かけられるということで、かつては専業農家が結構あったんですけども、最近はやはり自分自身が、例えば農協に勤めて農業をやっているという兼業農家が多くなってきていると思うんですね。しかし、その兼業農家の方もやる気を持って、生きがいを持ってやっぴらっしやるのは70代から80代の人が多いんですよ。私の知る限りでは。そうしますと、今若い人たちが兼業ということになると、自分の子供のことをおっしやいましたけども、やはりなかなか忙しいときは手伝ってくれますけども、兼業でやっぴこうという人が少なくなっている、その人も言っていました。だから私は元気な間は生きがいを持ってやるけれども、そういうことがほかでも出てくると思うんですね。そうしますと、やはりこの郊外で田畑含めて休耕田が出てくるのではないかなということをおっしやしているのですが、その辺の対策はどうなのでしょう。

□農林部長（野村久徳）

この問題は本当に日本中で大きな問題になっておりまして、市内の今まで先祖からの農地を守ってこられたという状況で来ているのですが、ご承知のように米価も今年度の概算払いは少しだけ上がったんですが、機械の購入とか、とても経営的には持続しないという状況は受け止めておりますし、農業者の方々も非常にその辺りが将来に向けて不安だということをおっしやして重く受け止めております。それで、この解決策が一遍にあるかというおっしやぱりいろいろな政策をできることは全て講じていくことが大事だと思っぴらっしやして、先ほど説明させていただきましたように、圃場整備による環境整備をやったり、あるいは家畜を放牧して、家畜を使っぴ粗飼料の自給率も合わせてやるか様々なことを複合的にやっぴいくことを、まずは積極的に進めたいと思っぴらっしやしております。

そうした中で、今大体、日本の稲作経営の9割以上が赤字というふうにおっしやられています。多くが小規模農家なんですよ。ですので、これから要は水田を保全する、あるいは農地を保全する米とか大豆とかが中心なと思っぴらっしやしますが、そういったところへ公益性から支援に踏み込むことが大切になってくるかと思っぴらっしやします。一方で、農業者も畦畔管理とか水路管理は担い手だけではできませんので、その辺りは二階建てで、水張りの部分は担い手にまとめ、畦畔管理とか水路の管理は地主様とか、あるいは地域のほうでやるという二階建ての仕組みを作っぴらっしやしていくことがこれから大切になってくるというふうにおっしやしております。

○委員（野村勝憲）

前、新潟へ行きましたけど、新潟は米作で有名なんですけども、やっぴらっしやあれだけ大きなものをやっぴらっしやしても後継者というのとは一番悩ましい問題で、これはここだけの問題ではないんですけども、もっと国が積極的にそういったところを取り上げてやっぴらっしやしてもらわなければいけないんですけども。それはそれとして、私ちょっとおっしやになっているのは、シラサギがかつては宮川に多くいたんですけど、今は田んぼにいるんですよ。恐らく環境の変化が出てきているのではないかと。例えば水含めて。その辺について、私はその辺全く素人なので分からないんですけども、米作に影響というのは出てこないでしょうか。

□農業振興課長（今井進）

私も田んぼ、現場へ出向きますと、やはりシラサギが田んぼにいるということをおっしやします。ただ、

農業者のほうから今のところそういったサギに関しての水稻等への被害というのは、私のほうではちょっと聞いておりません。ただ、今後またそういったところも、農業者の方にお聞きしながら、何か不都合があればまた対策を考えていきたいと思えます。

○委員（野村勝憲）

もう1点、将来のことですよ、近い将来になるかもしれませんが、ロシアとウクライナの戦争も含めて、そういう世界情勢と地球温暖化も含めて、これからの時代、これは価格の問題もありますけども、やはり自給自足という時代がひょっとしたら来る可能性がある、これは先のことかもしれないですね。そういったことも踏まえたことを農業政策の中でも、ある程度考えてやっていかなければいけないのではないかと、そんなことをちょっと思っているのですが、農林部長、その辺いかがでしょうか。難しい問題で申し訳ない。

□農林部長（野村久徳）

野村委員おっしゃったとおり、今、食料安全保障の問題が食料・農業・農村基本法、国の農業政策の骨格となる法律も改正されたんですかね、改正前なのにかちょっとあれですけど、食料安全保障にフォーカスされているということを知っています。これはおっしゃったように環境問題ですとか、あと人口の爆発とか、あるいは食料自給率はたしかカロリーベース38%かと思いますが、そこから、化学肥料はほとんど海外から入れてきておりますので、それを引くとさらに落ちるとことは聞き及んでおります。そうした中で、もちろん国が考えることが一番は期待もしていますし、大切なことなんですけれども、とはいえ小さな自治体も含めてその積み上げ額になりますので、まずは先ほど申し上げましたような人口減少社会に応じた農業構造の改善であるとか、あるいは付加価値の向上であるとか、あるいは地元の粗飼料の自給力向上、あるいは耕作放棄地になる前に粗放的な牛の放牧もして、それでもって草資源を利用する、こういったことを着実にやっていくということが大事なのではないかというふうに考えております。

●委員長（高原邦子）

ほかにございませんか。

○委員（水上雅廣）

民有林整備の話ですけども、さっき獣害対策の話がありましたけど、前に1回やったことがあるんですけど、熊の皮剥ぎ被害、これは決して見逃せないという大きなものなんだろうなというふうに思います。作業道を上げるたびに、伐期を過ぎて成木のいい材から次々とやられていつて立ち枯れをするようなものまで出てきているという実態があると思うんですけども、前にお聞きしたときには森林整備計画の中で対応もできるのだというように伺いましたけど、改めて決算の中で伺いたいのですが、熊の皮剥ぎの被害の実態というのは捉えられているのでしょうか。

□林業振興課長（竹田慎二）

熊の皮剥ぎの被害につきましては、飛騨市の場合は再生林、植林が少ないものですから、今、恐らく伐期齢に達したような林部が多いということで、私も現地に入りますと非常に奥山ですと熊剥ぎ被害は多いです。ただ、防除といいますか、対応につきましては、今議員おっしゃったように国の今の補助、直接支援という補助がありますけれども、その中で一応対応はできることになっております。ただ、その分どうしても補助が来るとはいえコストがかかりますので、そのコ

ストを誰がみるのかという問題があるということでございます。今のところ森林組合等からは、森林整備を行う上で熊の被害防除の対策をするということの、いわゆる森林所有者からの申し出がないというようなことをお聞きしておりますので、いま一度、森林組合を通じまして、その辺のデータを集めるところをしっかりとやりたいと思います。

●委員長（高原邦子）

ほかにございませんか。

○委員（住田清美）

林務関係のことについてお尋ねしたいと思いますが、主要施策の成果に関する説明書の229ページをお願いいたします。広葉樹のまちづくりについては何年も取り組んでいらっしゃいますが、ここ数年やっつとで事業の見える化といいますか、成果的なものが出てきたのかなと思っているところでもあります。令和4年度も様々なソフト、ハードも含めて広葉樹のまちづくりを行っていらっしゃいますが、この中で、広葉樹のまちづくり学校開催事業についてお尋ねしたいんですけど、延べ受講者が24名いらっしゃったということですが、目的は書いてございますが、どんな方がどんな地域から参加されたのか伺いたいと思います。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□林業振興課長（竹田慎二）

広葉樹のまちづくり学校は令和4年度で3年目を迎えました。1年目、2年目はどちらかという通して6回、広葉樹を使うということをや川上から川下まで全て平たく学ぶ、広く浅く学ぶというようなカリキュラムで行いまして、昨年度はそれぞれ例えば森づくりと製材とか乾燥、あと、広葉樹を売るという3つに分けて、すごく深く掘り下げるようなカリキュラムで行いました。共通して言えますことは、参加者は全国から、それこそ北海道から九州までいらっしゃいますし、もちろん地元の方もいらっしゃいます。あと、やっぱり広葉樹に何かしらの関心があって地域で広葉樹を活用していきたい、もしくは活用したいんだけどそのノウハウがなかなか分からないという方が多いですし、一般の方もいらっしゃれば企業の出張扱いで来られる方もいらっしゃいます。中には県職員の方も業務でお越しになる方もいらっしゃいました。

○委員（住田清美）

全国から様々な業種の方が自分のスキルアップも含めていらっしゃると思うのですが、この学校で得た知識というのは飛騨市の広葉樹のまちづくりの中に還元していただけるものなのでしょうか。

□林業振興課長（竹田慎二）

3年間やってまいりまして、実は1年目、2年目の反省も確かにございまして、いわゆる人材育成という面もあったわけですが、その方が飛騨市に来て何か広葉樹のことをやるというよりは、むしろその方が帰って、それぞれの地域で飛騨市と連携して何かをやりたいという思いの方が強いということが分かってまいりましたので、3年目に掘り下げる形に改めた理由もそれなんですけれども、実は昨年の決算で歳入が170万円ほどあるんですけれども、そういった意味からも含めて今年度からは行政が主体ではなくてコンソーシアムが主体で、いわゆる商売としての連携先を全国に作るというような趣旨で、去年それを想定しまして1回お1人当たり8万円という

参加費を取ってやらせていただいて、今年はコンソーシアムが主体で今募集をちょうどかけておるところでございますけれども、全国のそういう連携先を作るということが一番大きな成果としてあるかなと思っております。

●委員長（高原邦子）

ほかにございませんか。

○委員（澤史朗）

今の広葉樹のまちづくり関係でお伺いいたします。主要施策の成果に関する説明書で230ページのほうですかね、評価のところ、今、課長からもお話ありましたが、実績としてしっかり表に出てくるようになったということで、評価の3行目に市内産広葉樹の家具・什器用材としての販売量も伸びているということで、これはコンソーシアムが中心で行われていると思うんですけども、もし分かれば数字的なものを、伸びているということですけども、結局今まで切って、いわゆる川上があって、川中が薄くて、川下はあるんだけどそこまでなかなか回っていかないという状況だったと思うんですけども、実際に私もほかのところ、小径木というのが今まで本当に利用価値のなかったものを利用して、売れるようになったという話を聞いたんですけども、もし数字的なものが分かれば分かる範囲で。例えば令和4年、令和3年がこれくらいで、それから2倍になったという感覚でもいいんです。分かれば教えていただけますでしょうか。

□林業振興課長（竹田慎二）

正確な数字ということではなくて大変恐縮なんですけれども、まず1つ言えるのが、要は売れるようになってきたからこそ、今回製材所を新しく7月に稼働させましたけれども、これは実は今ある製材所だけではもう対応ができなくなってしまって、そこがボトルネックになってしまったということで新しい製材所を稼働させたということです。今年の新しい製材所の製材量が恐らく大体300立米ぐらい年間でするだろうということで、この前お聞きしているの、その部分は確実に増えるということになっておりますし、将来的に今需要が結構ございますので、今の新しい製材所は今300立米ですけども、近い将来年間1,000立米までの製材まで持っていきたいということ、この前、担当の方と会議で確認をしておりますので、その程度は確実に増えていくのではないかと思います。

○委員（澤史朗）

頼もしいことだと思います。そこで、課題及びその対応で、コンソーシアムを中心とした飛騨地域産広葉樹の活用販売事業についてというのがありますが、いわゆる飛騨域ということは、飛騨市だけではなくて、飛騨市の山かなりありますけれども、高山市、白川村、下呂市まで含めるとかなり広域で、いわゆる飛騨地域にはたくさんの家具メーカーがあります。残念ながら飛騨市産の広葉樹を使っただけの家具というのはあまり多くなくて、外材で多くあるんですけども、そういったふうに地産地消ではないですけども、そういったことまで今後考えられているのかお伺いしたいと思います。

□林業振興課長（竹田慎二）

おっしゃるとおり、今、需要が伸びてきているからこそ飛騨市だけの対応ではなかなか限界があるなということは、ここ近年感じております。ですので、国内の広葉樹を生かそうとしている

ような地域と連携するという事はもちろん前から模索はしているのですが、おっしゃるとおり一番手取り早いという失礼ですが、一番効率的でできるのがやっぱり飛騨地域での連携であろうということを思っておりますので、私も機会があるごとにいろいろな協議会組織がございますので、そういったことについて私のほうからご提案のほうをさせていただいているということもあったり、今度、家具フェスティバルというのが10月に高山市でございますけれども、そのときにも講演される方に、飛騨地域の連携について取り上げてほしいということを私から今お願いしているような状況でございます。

●委員長（高原邦子）

ほかにございませんか。

○委員（籠山恵美子）

主要施策の成果に関する説明書の207ページからでしたか、食のまちづくり推進課について伺いますが、令和4年度の成果がいろいろ書いてあります。この中で、上町農産物直売施設「飛騨産直市そやな」がどうであったかということが大変気になりますけど、前年度比244%の売り上げにつながったというのは大変よかったなと思います。なにせ私も含めて、議会全会一致でこの建設を認めたわけですから。私も、はらはらどきどきしながら、しょっちゅうあそこを利用しようと言っていた消費者の1人でしたけれども、このような売り上げにつながったのはよかったなと思いますが、一方で食のまちづくりということではいろいろと企画がありますけど、先ほど野村委員からちょっと指摘がありました農業の高齢化ですよね。高齢化でだんだん耕作放棄地も増えていくのではないかという心配の一方、若い人が移住者も含めて、飛騨市で農業に力を入れている方たちの動きも見えているので、そういう方たちが市の支援を受けながらも、だんだん有機農業で頭角を表していくという、そういう動きはとても大事だと思うんですね。そういう人たちに刺激を受け、影響を受けて農業をやってみようという人も当然増えてくる。そういうふうにならないと、農業というのは復活していかないという気がするんですけども、そういう慣行農業でこれまでやってきた方々の高齢化、それにだんだん切り替わってシフトしていく有機農業で頑張りたいという若い人たちの農業者への支援というのがもうちょっとあってもいいのではないかなと思いますけど、この中でこれはそうですよというのがあったら教えてください。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□食のまちづくり推進課長（麻生貴秀）

有機農業のよさといいますか、こういった農業の仕方がありますよというようなことをまず市民の方々に知っていただく取り組みとして、8の食育推進事業の畑でクッキングでありますとか、まめっこキッチン、こういった取り組みで市民の方々にまず周知をしている一方で、現在市内に有機農業をやられている方々、7人、有機農業推進協議会という会を作っていたいただいているらしいわけですけども、その中の6人が外からの移住の方です。そうした6人の方々の農業スタイルを見ますと、夏は農業をやります、冬は、ある方は地元の工芸品、和紙を作ったりとか、ケーキを作ったり、それから味噌を作ったりということで、半農半就というスタイルの方々がいらっしやると。実際、飛騨市というのは、冬は雪が多くて農業ができませんので、若い世代の方々の新しいライフスタイルといいますか、そういったところで逆に飛騨市というのはすごくそこが

強みであって、冬に何もできないからこそ自分の新しい生活スタイルの1つに何かをすると。そういうことも言えるのかなと思いますので、今後、そういったことの視点も含めながら、そういった農業者の方々、外から来ていただけるような取り組みを進めてまいりたいというふうに思っております。

○委員（籠山恵美子）

冬のことですけれども、前にも議会で論議になったと思いますけど、そやなの冬の活用というか、冬どうするんだということですが、そやなを拠点にした冬場の振興、農業も含め、タッグを組んだということでのあそこの活用というのは、令和4年度、成果はありましたか。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□食のまちづくり推進課長（麻生貴秀）

実際、冬場というのは野菜がございませんで、どうしても取り扱いする商品の数は減ってくるわけですが、とはいっても夏場に確保した野菜を加工品に回して、加工という形で販売をしていただいているケースが昨年の12月から今の3月ぐらいまで少しずつ増えてきてはおります。プラス、市場のほうからも野菜を仕入れたりしながら、野菜もありながら加工品を増やしていくという方法で冬を乗り切っているというような状況でして、今年も今から冬に近づくわけですが、去年以上に商品を揃えて経営のほうを安定させていきたいというふうに店長から伺っております。

●委員長（高原邦子）

ほかにありませんか。

○委員（谷口敬信）

198ページのWCSの生産が44.3ヘクタールになっていますが、畜産関係のほうの文章を見ましたときに、国産のWCSの飼料をもっと増やしてほしいという要望があったけども、すぐ耕作することは不可能なので多分44.3ヘクタールに収まったかと思うんですけども、実際はどれぐらい、例えば70ヘクタールとか60ヘクタールとか、そういった要望になるのでしょうか。というか、どれぐらい希望していらっしゃるかという数字がわかりますでしょうか。教えてください。

□畜産振興課主幹兼家畜診療所管理者（古川尚孝）

令和4年度は、ロール数として2,640ロール使いました。面積としては58.57ヘクタールですが、このうち4割近くが飛騨市の農家ではなくて高山市のほうの農家に行っています。だから、その部分を飛騨市の畜産農家が使うということがあれば、また、畜産農家からは、確かに増やしたいという要望がありまして、来年度、新たに耕種農家を見つけまして、そこに450ロールほど生産を頼んでいる状況です。とりあえず、今のところ畜産農家の要望は今年度より約450ロール多めにもらえれば大丈夫だと聞いております。

○委員（谷口敬信）

ロールですと計算がすぐにできないんですけど、面積で教えていただけますか。

□畜産振興課主幹兼家畜診療所管理者（古川尚孝）

面積でいうと飛騨市全体では、先ほど言った約58ヘクタールぐらいなんですけど、このうち4割が高山市に流れていっているということを考えると、50ヘクタール掛ける0.6が飛騨市で現在需

要のある面積だと思っています。

●委員長（高原邦子）

それでは本当申し訳ないんですけど、私質問させていただきたいんです。全国和牛能力共進会が平成14年に清見町でありまして、それからずっと20年間、昨年も鹿児島県に行って応援させていただきました。それで今度は北海道ということで、その後また岐阜県がなんていう話もあったり、岐阜県の古田知事が去年もそうだったんですけど、すごくこのことに力を入れていらっしゃるということで、飛騨牛を飼っていらっしゃる方、本当に大変なところもあるんですが、もっときめ細やかに、今だんだんと辞めていく人が多いと言われてはいますが、先細らないように何かしら支えていっていただきたいなと思うのですが、前回の全国和牛能力共進会は飛騨市は出れなかったんですけど、何とかしっかりと県と連携とって支援していただきたいと思うのですが、何か考えていることはございますか。

□畜産振興課主幹兼家畜診療所管理者（古川尚孝）

去年、鹿児島県での全国和牛能力共進会が終わったばかりで、今年度1年目ですが、既に県のほうに出品対策とか、そのような形のものできて、種牛の部と肉牛の部、それに対してうちも担当者が毎回会議へ出ていっているところです。ただ、なかなか現場サイドで言いますと、先ほど来から担い手がいないとか人手不足ということで、そちらの全国和牛能力共進会のほうに人を取られると、なかなか普段の畜産業ができづらいという部分があるので、その部分に関して畜産農家からは、技術的なこともありがたいですが、そういう人的なことも今後考えてくださいと言われておりますので、今そのようなことを県も含めて検討しているところです。

○委員（籠山恵美子）

227ページの里山林整備のことですけれども、先ほど説明があった中で、課題と令和5年度の対策みたいなものを書いてありますが、なかなか大がかりな事業だと思うので、いろいろな問題がその都度出てきたりするのだろうなと思いますけど、これだけでは一般市民が分かりにくい。実際に特徴的な課題、県との関係ではこれからこうすればこうよくなるという見通しみたいなのがあったら教えてください。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□林業振興課長（竹田慎二）

里山林整備につきましては、先ほど部長が説明申し上げましたとおりなんですけれども、今まで県の環境税を財源とした事業で里山林整備を行っておりました。県の考え方といたしましては、木材生産を目的としていなくて、いわゆる環境整備を目的としているので、木材の搬出に対しては補助を当てられないというような考え方がございまして、それを我々県の制度を使っているときは、そのまま事業として切り捨てという形で事業を行ってまいりました。それが県の事業ではちょっと補助単価が安いものですから、森林環境譲与税を使いまして、今は市単独の里山林整備事業というものを設けております。

市単独の里山林事業につきましては、本来であれば県の事業を踏襲する必要はないんですけども、そういう今までのやり方を踏襲しまして、木材生産を目的としていないということがあったので切り捨てという形でやらせていただいていたんですけども、例えば獣害対策ですと、切

った後、また雑草とかが生えてくるものを切らないと動物の隠れ家を作ってしまうので意味がないんですけども、切った木がそのままであると草も刈れないとか、そういった課題が本当に考えれば私もちょっと反省するところなんです、分かるような課題が今、明らかになってきたということがありまして、それを踏まえて今年度、有識者の方に入っていて、市としてのガイドラインを作成するというところで取り組んでおります。

●委員長（高原邦子）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

◆休憩

●委員長（高原邦子）

説明職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。再開を午後1時といたします。

（ 休憩 午後0時02分 再開 午後1時00分 ）

◆再開

●委員長（高原邦子）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆認定第1号 令和4年飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について

【市民福祉部所管】

●委員長（高原邦子）

認定第1号、令和4年飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について、市民福祉部所管の歳入歳出決算を議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

それでは市民福祉部所管について、主なものについてご説明申し上げます。

資料につきましては決算附属資料02、令和4年度決算に係る主要施策の成果に関する説明書、68ページをお願いいたします。まず市民保険課市民係でございます。次ページをお願いいたします。中段、2、おくやみ情報の発信強化です。市民の関心・ニーズが高く、市ホームページ閲覧数も多いおくやみ情報について、飛騨地域の葬儀会社が運営するウェブサイトと連動させる仕組みを導入いたしました。

3、マイナンバーカード交付事業でございます。国はマイナンバーを基盤としたデジタル社会の構築を進めるべく、令和4年度末には全国民にマイナンバーカードが行き渡ることを目指し、令和6年秋の健康保険証との一体化を表明するとともに、最大2万円相当のマイナポイント付与のインセンティブにより強力に普及促進を図ったことから、市もこれに呼応して広報周知を図るとともに、休日申請窓口開設など申請機会確保に努めました。個人番号カードの交付枚数といった

しましては8,424枚、休日申請が25日、出張申請が13回実施しております。結果、年度末の時点で交付申請率が83.72%、交付件数率が76.6%ということで、こちらのほうは県下第4位ということになっております。

次ページをお願いいたします。71ページ上段、5、証明書等コンビニ交付システム導入です。住民票や印鑑証明等のコンビニ交付システムについて、市民からの導入を望む声やコロナ禍における市民の行動変容を踏まえ、また、市民のマイナンバーカード取得への動機付けの観点も含めて導入を決定いたしました。契約から運用開始まで10か月程度要することから全額繰り越しまして、予定とおり本年の8月1日から運用を開始したところでございます。

続きまして、保険年金係です。市民の生活を守る社会保障制度として、医療、年金、子育て支援に関する事業を、国、県、広域連合等との連携により実施をいたしました。

74ページをお願いいたします。中段、4、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業です。新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、子育て世帯を支援する取り組みの1つとして、住民税均等割非課税世帯を対象に児童1人当たり5万円を支給いたしました。全額国の補助事業でございます。こちらのほうはひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯ということでございまして、支給世帯としましては47世帯、支給対象児童が76名で、支給実績が380万円でございます。

続きまして、5、子育て世帯負担軽減給付金給付事業でございます。物価高騰による子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、高校3年生までの子供がいる児童手当の所得制限限度額未満である世帯に対し、1世帯当たり一律1万5,000円を支給をいたしました。こちらは全額県の補助事業でございます。次ページをお願いいたします。支給世帯といたしましては1,582世帯、支給額は2,373万円でございます。

続きまして、6、新型コロナウイルス感染症傷病手当金でございます。前年度に引き続きまして新型コロナウイルス感染症に感染し、事業を営むことができなくなった個人事業者に対して、一定の要件のもとで傷病手当金を支給をいたしました。該当者は4名いらっしゃいました。支給対象療養期間延べ34日ということになっております。

続きまして、健康推進係です。76ページをお願いいたします。1、感染症予防事業です。最下段でございますが、総合政策審議会の提言を踏まえまして、带状疱疹ワクチン予防接種費用に対する助成制度を創設いたしまして、令和4年10月から運用を開始し、当初想定を上回る方が接種されました。469件助成をしております。

81ページをお願いいたします。下段です。母子保健事業のです。令和元年度に開始した飛騨市産前産後ママサポプロジェクトでは、助産師会等との連携により、産前産後サポート事業、乳児託児事業、産後ケア助成事業を実施し、妊娠中から産後まで切れ目のない母親支援につながっております。引き続き専門職が連携し、妊娠から出産、子育てまで伴走型の支援を行い、出産・子育てで応援給付金による経済的支援も含め、誰もが安心して出産・子育てできる環境のさらなる充実を目指したいと思っております。赤ちゃん防災についてでございます。アウトドア防災ガイドのあんどうりす氏による、いざというときに役立つ防災講座を実施し参加者から好評を得たほか、赤ちゃん防災リーダーである助産師が、まるん交流会等で妊婦・母親に向けて防災についての講話を行いました。不妊治療につきましては、令和4年度から保険適用となりましたが、引き続き自己負担分や保険適用外治療費に対して市が助成する仕組みといたしました。次ページをお願いいた

します。また、不妊治療、不育治療に関する交通費の助成について、距離に応じた額に見直し、妊娠を望む夫婦の経済的負担の軽減を図ったものでございます。

4、新型コロナウイルス感染症対策事業です。下段をご覧ください。令和4年度中に第7波、第8波と二度の大きな感染拡大期間があり、当市においても12月13日に1日最大陽性者数96人を記録するなど、過去に例を見ない感染状況を体験いたしました。市では、引き続きまちなか簡易検査センターを設置し、感染不安を感じる市民等が手軽に検査を行う体制を維持しました。また、自宅等でいつでも速やかにセルフチェックを行えるよう、市内薬局においてワンコインで抗原定性検査キットを購入できる制度を創設し、当初想定をはるかに上回る購入実績となり、多くの市民にセルフチェックの意識が浸透したことで爆発的な感染拡大を抑止できたということをおもっております。

91ページをお願いいたします。子育て応援課保育園係です。令和4年度は令和3年度同様に、新型コロナウイルス感染症対策の対応を全園で実施しながら保育業務を行いました。なお、園児等の新型コロナウイルス感染症の陽性者及び濃厚接触者が判明した際には、関係機関と連絡体制を取りながら消毒作業や学年閉鎖の対応を行ったところでございます。下段です。また、急激な原油高騰や食材高騰対策として、燃料、電気、ガス、給食食材などに対する緊急的な予算措置を行うことで利用者へ価格を転嫁することなく保育事業を行ったものでございます。

93ページをお願いいたします。保育園の状況ですが、少子化により令和4年度におきましても子供の数は全体的に減少しているものの、全市的に未満児保育が増えておりまして、特に年度途中からの入園希望に対し十分な受け入れ体制ができていない状況にあります。こうした課題を受けまして、保育士確保をさらに進める必要があることから、私立園の保育士確保の支援、子育て支援員の育成研修の取り組みを行いました。保育士確保対策補助金においては、保育士U・Iターン就職奨励金事業を1件交付し、私立保育園の保育士確保を支援いたしました。また、宮川保育園、山之村保育園につきましては入園者がいないことから、令和4年度は休園となりました。令和7年度には宮川保育園に入園意向の方が4名程度いることから、新たに宮川小学校内に移転整備することとして、今後、令和7年開設に向けて設計業務や改修工事を行っていくことにしたいと思います。神岡地区で新たに休日保育を開始いたしまして、保育ニーズに合わせた取り組みを行うこともできたところでございます。

次ページをお願いいたします。保育所の物価高騰対策です。コロナ禍が長期化し原油価格、物価高騰が続く中、私立保育園では経営が圧迫されてきたことから、保育サービスの低下にならないよう、光熱費に対する緊急的な支援を行いました。また、給食食材高騰に対する支援については、私立保育園は岐阜県が直接補助、公立保育園は市費にて負担し、利用者へ価格転嫁することなく安定的な施設運営と保育サービスを行ったところでございます。

96ページをお願いいたします。子育て政策係分です。3、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業です。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、食糧費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯の生活を支援するため、国の政策として令和3年度と同様に対象世帯に児童1人当たり5万円の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）を支給いたしました。国負担10分の10でございます。117世帯、176名分、880万円を給付しております。

次ページをお願いいたします。5、子育て支援員研修の開催です。飛騨市での子育て支援の担い手となる人材を育成するため、これまで県が岐阜市周辺で行っていた子育て支援分野で必要となる知識や技能等を習得するための全国共通の子育て支援員研修を市内で令和3年度に引き続き開催をしたものでございます。令和4年度につきましては10月から11月、計4回の研修を延べ8日間実施をしております。受講者数につきましては30名、延べ34名の方が受講されております。

101ページをお願いいたします。総合福祉課社会福祉係です。暮らしに困難を抱える方に対し、生活困窮者自立支援事業を重層的に実施し、生活保護に至る前での伴走型支援を実施しながら自立への援助を行いました。新型コロナウイルス感染症や価格高騰の影響により離職、休業を余儀なくされ、収入の減から一時的な生活困難に陥った方に対しての相談対応も引き続き行い、生活資金貸付制度へのつなぎや、国制度による住宅確保給付金、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金・緊急支援給付金の支給等による支援を行いました。それでも生活困難な方につきましては、セーフティーネットでもある生活保護制度につなげたところでございます。

103ページをお願いいたします。下段です。2、新型コロナウイルス感染症及び物価高騰の影響に伴う生活支援事業です。コロナ禍が落ち着きを見せ始めたものの、ウクライナ情勢と世界経済の影響を受けて原油価格・物価が高騰し、国民の日常生活に影響が出始め、とりわけ低所得者層には大きな影響となってきたこともあり、その対策として国で令和3年度終盤の2月下旬から住民税非課税世帯に対し臨時特別給付金10万円の給付施策が決まり、市でその給付対応をしましたが、引き続き令和4年度、新たに住民税非課税となった方や家計急変世帯も対象として、国で同様の給付を実施することになり、その対応を行ったところでございます。さらに、冬に向けて電力、ガス、食料品等、国民生活に身近なものの価格も高騰し始めたため、国ではさらに緊急支援策として低所得者に対し5万円を給付することが決まりまして、その給付対応も行いました。こちらは1,682世帯でございます。市としましては灯油価格の高騰が冬場の暖房費を跳ね上げ、家計へ大きな影響を与えると判断し、令和3年度の冬に引き続き、令和4年度も市独自の灯油購入費の助成支援をさらに金額を拡充し、冬を迎える前から配布をしたところでございます。こちらは1,515世帯でございます。

107ページをお願いいたします。下段、6、成年後見制度受任促進事業です。108ページ中ほど、国における成年後見制度の利用促進を図る基本計画が策定されたことに伴い、市では令和4年3月に「飛騨市成年後見利用促進基本計画」を策定し、成年後見利用の拡充における方針や基本施策を定め、制度利用のための総合的な支援調整機関として成年後見制度中核機関「飛騨市成年後見支援センター」を社会福祉協議会に委託し、令和4年4月に設置、運営を始めたところでございます。

次ページをお願いいたします。中段、障がい福祉係です。障害者が幼少期から高齢期に至るまで安心して暮らせる地域となるよう、切れ目のない支援の実施やサービスの提供を行いました。

119ページをお願いいたします。中ほどです。7、医療・介護・福祉機関等新設・拡張等支援補助金の交付。令和4年度からは医療機関や介護事業所と統一した制度として、医療・介護・福祉機関等新設・拡張等支援補助金制度のリニューアルをいたしました。新たな制度では飛騨市内で2棟目となる民間の障がい者グループホーム開設につきまして支援を行ったところでございます。

次ページをお願いいたします。下段です。9、障がい者グループホーム等施設リノベーション工事。障がい者グループホーム等施設のリノベーション工事を実施いたしました。リノベーション工事ということもあり、工事施工過程において壁や天井を開けてみて当初想定したことと異なる状況となっていたことが分かったことも多く、当初契約額より工事費の増額となりました。また、ウクライナ情勢等世界情勢の影響を受けて工事資材等の調達に遅れが生じたこと、また、工期の必要なタイミングで各工種専門の職人の確保に難渋する状況も続いたことなどから、予定の工事進捗より若干遅れが生じた結果、予算を年度繰り越し、工期の変更を行いました。令和5年度におきまして無事完成したところでございます。

次ページをお願いいたします。中ほどです。10、市有施設トイレのバリアフリー化に向けた検討です。令和4年度は今後どの施設のトイレをどのように、どの順序で改修するとよいのかなど、その計画立てに取り組みました。まずバリアフリー化の取り組みの考え方、利便向上を目指すため、整理した上で、障害をお持ちの方の生活利便の中から必要と判断した市有施設トイレをピックアップし、市で当事者やヘルパーにも同行いただいて実地踏査し、どのトイレを今後順次どのように改修していくのかの整理を行ったところでございます。

125ページをお願いいたします。地域生活安心支援センターです。令和3年度に開設した地域生活安心支援センター通称「ふらっと」は、令和4年度は障がい福祉係や社会福祉係と一緒にあって総合福祉課の課内室となった。そのことによりまして、相談者の障害や特性のみならず、家族の様子や生活の困窮という経済面にも目を向けることができ、相談対応の幅が増しました。総合相談窓口保健師及び子育て応援課の家庭相談員を常駐させることにより窓口の充実を図るとともに、子育て応援課、地域包括ケア課及び市民保健課との連携をより強化できました。地域生活支援システムは、令和4年度より本格実施。訪問相談員を2名増員しアウトリーチ体制を強化いたしましたところでございます。

1、地域生活支援拠点機能強化事業。地域生活支援拠点とは、もしもに備える地域資源の集結により、市民が地域でいつまでも安心して暮らし続けるための地域生活支援システムで、令和4年度から本格的に開始をしたところでございます。次ページをお願いいたします。上段です。令和4年度の実施方法は、保健師や地域連携支援員2名で家庭訪問を実施し、特に不安定な家庭には、地域連携コーディネーター等を派遣しました。事前に登録された家族は3家族。登録には至らなかったが、見守り等を希望した家族は21家族。生活が不安定で、定期的訪問が必要な世帯は5家族ありました。また、気持ちのコントロールができず、定時の就労が困難な精神障害者の就労定着に向けたモデル的支援を実施したところでございます。

2、地域生活安心支援センターの体制強化。地域生活安心支援センターふらっとの業務の一部で専門性の問われる部分について、それぞれ先進的な医療的セラピスト等を擁してクライアントの見立て、客観的評価等専門性を発揮できる事業者へ委託し、連携しながらセンターの質の高い運営を確保いたしました。次ページをお願いいたします。具体的には、総合相談窓口における様々な相談ケースにおける専門的知識を有する対応等をNPO法人はびりすに委託したところでございます。件数等は下の表のとおりでございます。最下段です。相談総件数のうち、専門相談につなぐ件数は減少しております。これは乳幼児期や学童期の相談が窓口を通さず現場でできるようになったこと、また、各相談員が専門家と行動したことでニーズを聞き取る力や相談を見立て

る力が養え、他機関との連携を含めケースをどのように対応していくか等、自分たちで検討できるようになったことが要因で、組織対応力の向上の結果と考えておるところでございます。

129ページをお願いいたします。地域包括ケア課高齢支援係です。令和4年度は、地域包括ケア体制のさらなる充実を図っていくため、浮き彫りとなった課題に対して新たな施策を投じるための様々な実証実験を行いました。具体的には、公共交通を活用した貨客混載の実地検証、IoTを活用した見守りサービスの実証実験、災害時要配慮者へのより実効性のある避難支援体制づくりの研究、相続財産処分や死後事務手続きに係る課題解決の研究を行いました。原油価格・物価高騰対策としては、高齢者等が生活用品の購入や健康維持のための外出を控えることなく、健康であんきな暮らしを送ることができるよう、いきいき券の追加交付や、市内温浴施設が無料で利用できる湯ったりフリーパス券の交付を行いました。令和3年度の豪雪を踏まえた対策としては、主な取り組みといたしまして雪下ろしの依頼先が分からないという市民からの問い合わせが殺到したことから、雪下ろし作業代行業者を募集し、リストを作成して広く市民に周知する取り組みを行いました。

下段、1、地域見守り体制等整備事業です。131ページをお願いいたします。上段です。見守り支援システムの実証実験については、IoTを活用したシステム6機種を合計29世帯の市民モニターに実際に使用いただきながら実用性や課題の検証を行い、また、検証を行ったシステムに触れてもらいながら広く市民に周知するための展示会を開催いたしました。

2、高齢者雪下ろし支援事業です。評価です。令和3年度の豪雪による経験を踏まえて、雪下ろしサポートセンターのさらなる体制強化を図りました。まず、雪下ろしの依頼先が分からないという市民からの問い合わせが殺到したことから、雪下ろし作業代行業者のリストを作成するため、事業者の募集をしたところ16件の登録があり、広く市民に周知することができました。そのリスト掲載事業者のうち雪下ろし作業中の事故に備えた損害賠償責任保険に加入した事業者に対して、1年度につき1万円の奨励金を交付することにより、事故等が発生した場合の補償につながることができました。また、雪下ろしに関する様々な相談に対応するため、ハートピア古川内に電話相談窓口を設置し、雪下ろし作業代行業者の紹介等を行ったところでございます。次ページをお願いいたします。今シーズンは、平年と比べ降雪量が少なく落ち着いた年となり、サポートセンターによる協力作業、雪おろし作業も降雪量が多い地域の実施のみにとどまりました。市民からの雪下ろしに関する問い合わせも少なかったため、混乱を招くことなく対応ができ、特に課題はなかったのですが、今後の豪雪時に備えてこれまでの対策を継続して実施していきたいと思っております。

3、買い物弱者支援事業です。令和4年度は山之村地区への移動販売を行っていた民間事業者が対応できなくなったことから、公共交通制度の緩和で国でも推奨している貨客混載に着目し、コープぎふ、濃飛バス、地域住民と連携した貨客混載による商品輸送の実証実験を実施いたしました。134ページをお願いいたします。中ほどの下です。課題及びその対応策のところでございます。公共交通を活用した貨客混載モデルについては、運送に係る費用を補助することにより、他の買い物困難地域へも本格展開していけるよう、コープぎふ、公共交通と連携して取り組んでいきたいと思っております。

次ページをお願いいたします。下段、5、いきいき地域生活応援事業です。令和4年度は原油

価格・物価高騰緊急対策として、いきいき券を1人につき1冊追加交付し、さらに第2弾として70歳以上の高齢者に対して市内の温浴施設が無料で利用できるフリーパス券の交付を行いました。当初分の交付者数が5,834人、対象者に対する交付率が69.1%でありました。追加分のいきいき券の関係でございますが、交付者数が5,649人、対象者に対する交付率が66.9%。それから温浴施設の無料利用フリーパス券の交付でございますが、交付者数が2,661人、対象者に対する交付率が34.7%でございます。

140ページをお願いいたします。所管施設の運営の関係でございます。中ほど2つ目のポチでございますが、古川町総合保健福祉センターについては、既存の空調設備の一部が故障し、負荷がかかった状態で稼動しているため、空調設備を中央熱源方式から個別管理できる電気式業務用マルチエアコンによる冷暖房方式に当初の3年間計画を1年間前倒して令和4年度までに工事が完了する計画で進め、旧設備の撤去を繰り越しとして残す以外は工事が終了しました。現在、空調関係といたしましては、快適な職場環境となっておるところでございます。

142ページをお願いいたします。地域医療係です。評価のところでございます。医療・介護・福祉人材確保対策事業として、医療介護人材の掘り起こしといたしましては、訪問介護職員に特化した情報誌を作成し、市内各事業所や市役所及び振興事務所の窓口、市のホームページ等を活用し広く配布するなど、訪問介護サービス事業所を広く周知する取り組みからスタートしました。また、岐阜大学の医学生に対しましては、修学資金の貸与のみではなく入学後も各種の関係機関との連携を通じて、ふるさとに対する貢献意識や寄与意識の醸成を継続していくことが必要であるため、医学生を対象とした岐阜大学医学生交流事業を初めて開催をいたしました。交流会では、飛騨市民病院の常勤医師のほか、多くの研修医とZOOMで交流を図り、学生からは、進路や勉強の相談等に応えていただき大変よい機会になったと好評でありました。外国人介護人材については安定的に人材を確保するこれまでのスキームが実を結び、令和4年度に新たに留学生2名を迎え、これまでの技能実習生・EPAと合わせ7名が就労されました。入居者や利用者からは、外国人介護人材の印象がとてもよく優しいと好評であり、受け入れ法人からは特に必要であった夜勤のできる職員が充足でき、その働きぶりに日本人職員が刺激され、職場が活性化したと聞いておるところでございます。

次ページをお願いいたします。中ほど、2、在宅療養体制整備推進事業です。評価のところでございますが、令和4年6月1日に古川町内に岐阜県飛騨地域では初めてとなる在宅専門のクリニックが開所し、その開設に係る費用に対して支援を行ったところでございます。

156ページをお願いいたします。介護保険係です。3、医療・介護・福祉サービス事業所における感染対策の臨時支援事業です。新型コロナウイルス感染症、第7波、第8波が感染拡大する中、これまでに得てきた様々な感染対策知識のもと、市内の医療・介護・障害福祉サービス事業所における感染防止対策のさらなる充実強化を図るため、令和3年度実施した支援を拡充し、市独自に臨時支援を行ったところでございます。次ページをお願いいたします。内容につきましては下の表のとおりでございます。

4、医療・介護・福祉施設等に対する物価高騰への緊急支援事業。様々な社会情勢により原油価格や物価の高騰が続く中、市民生活を支える医療機関や介護・障害福祉サービス事業所・施設等にあっては、国が定める報酬体系に基づいて運営されるため、適正な価格転嫁により経営改善

を図ることができない構造となっていることから、光熱費と食材費に係る増加影響額の10分の10を支援金として交付をいたしました。内容につきましては表のとおりでございます。

次ページをお願いいたします。5、医療・介護・福祉機関等新設・拡張等支援事業。医療・介護・福祉における既存のサービス提供を維持しながら、厳しい人材不足の状況下においても増加するサービス需要にできるだけ対応していくことを目指し、小規模開設、小幅な事業拡張等を中心に必要なサービス提供体制の確保を目的とした支援金の交付を行いました。介護といたしましては、表にございますように指定介護事業所「まごの手サービスクラク神岡」1件で200万円の支援を行っております。

それから6、家族介護応援手当支給事業です。次ページをお願いいたします。上段です。令和4年度におきましては、原油価格、物価高騰が長期化する中、介護応援手当の特例給付として月額5,000円を別途支給し、地域の介護サービス資源の重要な支え手である在宅介護の安定的な継続を図ったものでございます。

少し飛びまして、165ページをお願いいたします。新型コロナウイルスワクチン接種推進室です。ハートピア古川内に新型コロナウイルスワクチン接種推進室を設置し、国が示す新型コロナウイルスワクチンの接種スケジュールに合わせ、一般市民、市内の医療・介護従事者及び高齢者施設等入所者が速やかにワクチンを接種できるよう体制を整えるとともに、関係情報の収集及び発信に努めたところでございます。高齢者等、一番接種機会がある方で見ますと、令和3年度では3回目まで、令和4年度では4回目、5回目の接種に関する業務を行ったところでございます。

167ページをお願いいたします。3、ワクチン接種体制の整備でございます。次ページをお願いいたします。評価と課題及びその対応策のところでございます。国の接種方針に基づき、高齢者や基礎疾患を有する者等に対する4回目接種、オミクロン株対応2価ワクチン接種、小児追加接種及び乳幼児接種を市医師会や協力医療機関との連携のもと、計画的かつ効率的に進めることができ、国・県の平均を上回る接種率となりました。これにより、市内における関連死亡や重症化の抑制及び爆発的な感染拡大防止が図られたものと思っております。国では引き続き令和5年度に限り特例臨時接種と位置付けて接種を推進する方針であることから、接種体制を確保の上、市民への正しい情報提供と接種勧奨を行い、円滑に接種が進められるよう計画的に取り組みたいと思っております。

4、ワクチン接種実績でございます。令和4年度末の接種実績はご覧の表のとおりでございます。

簡単ですが、以上で一般会計の説明を終わります。

●委員長（高原邦子）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（住田清美）

最後にご説明をいただきました新型コロナウイルスワクチン接種推進室のことでお尋ねしたいのですが、今年の5月に5類に引き下げられまして対応がインフルエンザ並みということなんです。今、市民のところには多い方で7回目のワクチン接種券が来ました。国は今年度に限り無料でワクチン接種を行うということですが、今7回目ですが、まだこの年度末までにもう1回くらい受けるチャンスは来るのでしょうか。というか、今年度中に受ける方については無償という

ことと、8回目というのはまだ予定はされているのでしょうか。

□市民福祉部長（藤井弘史）

今一番多い方は7回目になります。私も基礎疾患がありまして、今、接種券が届いておりまして今度7回目になるんですけども、ワクチンが今度は1価ワクチンのXBB.1.5という新しいワクチンが今回使われるということですが、年度末までが期間ということで国のほうからは言われております。なおかつ次年度の話が確定ではないんですけど、今言われておりますのは多分年に1回になるだろう、インフルエンザと同じように秋口からというような話が今聞こえてきております。ただ、特例臨時接種いわゆる無料で打てるのは今回の7回目が最後。次回からはインフルエンザのように有料になるのではないか、まだ確定ではないんですけど、そう言われております。

○委員（住田清美）

そうですね、チャンスは最大に生かして打っておいたほうがいいということですね。それと、新型コロナウイルス感染症にかかる人もいないわけではないんですけども、飛騨市のほうには新型コロナウイルス感染症にかかった後の副作用の相談とか、新型コロナウイルスワクチンを受けたときの副反応の相談というのはまだ寄せられているのか、そしてこの新型コロナウイルスワクチン接種推進室はいつまで継続していただけるのか、分かっていたらお願いします。

□市民福祉部長（藤井弘史）

最初のご質問は保健センター長のほうからお答えをしますが、最後の新型コロナウイルスワクチン接種推進室のほうの話でございますが、一応、今年度も特例臨時接種という位置づけのときには新型コロナウイルスワクチン接種推進室は置きたいということで市長のほうにも話をしてお願いをしました。したがって、今はもう5類になりまして、今のところまだ確定ではないんですけど、次年度は特例臨時接種ではなくなるという国のほうの方針ですので、今年度末までということで私は思っております。

●委員長（高原邦子）

答弁求めます。

□保健センター長（小洞尚子）

こちらの保健センターのほうには後遺症ということで連絡は、今までもあまりないというのが現状です。ただ、やっぱり接種をした当日とか2～3日は腕が痛いけどというようなお問い合わせはあることはあるんですが、令和5年に入ってからはそのようなお問い合わせはないと思っております。

●委員長（高原邦子）

ほかにございませんか。

○委員（野村勝憲）

69～70ページ、マイナンバーカードについてですけども、先ほど説明ありましたように交付申請率は、飛騨市は83.72%、非常に高くなっていますね。その最大の要因というのは、やはり2万円相当のマイナポイントの付与というのが一番大きかったのでしょうかね。要するに高くなっている要因としては。

□市民福祉部長（藤井弘史）

もちろんそのことが一番あると思いますが、ここにもちょっと記載させていただいておりますが、職員が非常に頑張ってくれまして、休日申請25回、それから出張申請も13日実施ということで、時間を少し延長して受け付けをしたり、そういった工夫をしてくれた結果にもよるものと思っております。

○委員（野村勝憲）

そうしますと、部長のマネジメントもよかったということでしょうけども、全国的な例で手続きしているときにトラブルが結構出ていましたよね。こういったトラブルは、飛騨市ではなかったですか。

□市民福祉部次長兼市民保健課長（大上雅人）

6月のときにもお伝えしましたが、今現在に至っても飛騨市においてはそういった問題は起きておりません。

○委員（野村勝憲）

マイナンバーカードは結構ですというような人は、飛騨市にはいらっしゃらないのですか。

□市民福祉部次長兼市民保健課長（大上雅人）

実数は掴んでおりませんが、実際にはやっぱりいらっしゃいます。それと、一旦は交付されて、報道等で不安になって返された方が3名いらっしゃいます。

●委員長（高原邦子）

ほかにございませんか。

○委員（住田清美）

主要施策の成果に関する説明書の120ページ、障がい者グループホーム等リノベーション工事のことについてお尋ねしたいと思います。この件に関しましては、構想から長い年月をかけてようやくオープンしたということで、最初、旧和光園をリノベーションするということで、使い勝手が悪いのではないのとかって心配もありましたけれど、完成した建物を見ましたところ、とても使い勝手よく新築のように綺麗になっておりまして、障害をお持ちのご家族にとってはとても希望の施設だと思います。それで、今現在ここに入所をされている方は何名ほどいらっしゃるのでしょうか。

□市民福祉部次長兼総合福祉課長（都竹信也）

指定管理者に今度いろいろ実態をお聞きしようと言っているんですけど、今伺っているところで5名入っているということを知っておりまして、特に面倒を見てきた親さんが車椅子の状態になっていたりして、結構限界のある家庭の方の申し込みがあって、社会福祉協議会でもそこを優先して入居いただいたというようなことで聞いております。

○委員（住田清美）

入所の方がいらっしゃるということは職員も勤務しないといけないということですが、去年、一昨年の間に指定管理を受ける吉城福祉会のほうで先進地域に行って勉強してくるということもあったんですが、なかなか新型コロナウイルス感染症の影響で十分勉強とかもできなかったとは思いますが、今、介護人材も不足する中で、新たにこの施設ができたことによって吉城福祉会のほうの人材の回し方というか、十分配置はされているのでしょうか。

□市民福祉部次長兼総合福祉課長（都竹信也）

今、段階的に入所者を増やしていくという方針で、市のほうでも補助金を組ませていただいていますけども、その状態の中で今の状態は十分職員の体制が取れているということでもあります。ただ、やはり申し込みが結構あったという状況があって、さっきのように結構緊急度のある方もお待ちいただいているというような実情もあるということで、できるだけ当初の計画よりは早く満床へ持っていきたいという中で、人員体制のほうも、先般、吉城福祉会でも人事異動もあったようでした、多少グループホームの強化につながるような異動であったかなというふうにお見受けしております、十分そこは考えながらやっております。

また、一応満床になってから包括型の、今は外部サービス利用型ということで、介護の手自体はヘルパーさんとかの居宅介護事業所が来るというやり方ですけども、今度は職員が直接お世話をできるというようなサービス形態の移行も考えているということは伺っております。

●委員長（高原邦子）

ほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

◆休憩

●委員長（高原邦子）

特別会計を担当していない職員の方は退席してください。暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後 1 時43分 再開 午後 1 時44分 ）

◆再開

●委員長（高原邦子）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆認定第2号 令和4年度飛騨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について

●委員長（高原邦子）

次に、認定第2号、令和4年度飛騨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

引き続きまして、決算附属資料02、令和4年度決算に係る主要施策の成果に関する説明書、84ページをお願いいたします。国民健康保険特別会計、まず事業勘定でございます。国民健康保険は平成30年度より都道府県が市町村とともに国民健康保険の運営に参画し、財政運営の責任主体となることで保険制度の安定化を図る大幅な制度改正が行われております。引き続き、制度運営の安定化を図ることを目的として、都道府県単位化された趣旨を理解し、医療費の増加など増加につながらないように、特定健診・特定保健指導等により疾病リスク及び重症化を予防し、医療費

の適正化に取り組んだところでございます。

下段、1、国民健康保険料でございます。表の中の（1）保険料率の状況でございますが、令和4年度につきましてもコロナ禍を勘案いたしまして、料率につきましても据え置きとさせていただきます。次ページをお願いいたします。表中の中、（2）被保険者数の状況でございます。世帯数につきましては、令和3年度に比べまして116世帯の減、被保険者数につきましても276名の減、それから、うち、前期高齢者数につきましても173名の減ということで、こちらのほうは後期高齢者医療への移行による減が主な要因と思っております。それから（3）財政調整基金の状況でございます。年度末残高をご覧くださいますと、令和4年度末では2億7,675万3,000円ということで、約4,000万円、令和3年度と比べまして減少しておるところでございます。その下、評価と課題及びその対応策でございます。市の保険料水準は県内でも低位であり、統一の際には被保険者の負担が急激に増加する可能性がある。このため、当面の間は財政調整基金による補填を行いつつ段階的に保険料率を引き上げることとしております。令和5年度におきましては、1人当たりの年間平均保険料を約6,000円引き上げることで、年々増加している医療費等に対応していきたいと思っております。また、全国的に団塊の世代が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行していることで、国民健康保険の加入者数が減り、1人当たりの医療費が増加することで、納付金の額は今後も増加を続けていく可能性が高いと推測されるが、基金繰入金や国民健康保険財政計画とのバランスを考慮しつつ、毎年度、最適な保険料率の設定に取り組んでいく所存でございます。

2、徴収の適正化。次ページをお願いいたします。現年度分の収納率は98.67%となり、前年度比で0.27ポイントのマイナスもありました。飛騨市の収納率は県内でも高い状況にあります。引き続き悪質なケースには預金差し押さえなどを積極的に行い、給付などの申請時には納付状況の確認、納付相談を実施しながら、財源と公平性の確保に努めていきたいと思っております。

3、療養給付費。下のほうの評価でございます。令和4年度の給付総額は17.4億円となり、対前年度比約1.3億円。6.95%の減少となりました。内訳では、療養給付費の一般被保険者分全体で約9,400万円の減となっており、被保険者数の減少、診療報酬の改定及び新型コロナウイルス感染症流行等の影響が考えられます。なお、1人当たりの給付費は対前年度比948円の減少となりました。

次ページをお願いいたします。下段です。5、保険者努力支援制度です。保険者の努力を伴う取り組みに対するインセンティブとして交付金が配分されるものでございます。次ページをお願いいたします。上段の表をご覧くださいますと、表の中、令和4年度、飛騨市は960点中807点ということで、県内第1位でございます。全国でも第11位ということで、非常に努力をしておるところということで認められておるところでございます。引き続き、事務事業の見直しによりまして財源獲得に取り組んでまいりたいと思っております。

6、特定健診・特定保健指導事業でございます。次ページをお願いいたします。上段です。コロナ禍の中、特定健診は日時指定で受診日を案内するなど、感染防止対策に努めながら実施いたしました。今後も受診率向上に向けて事業を展開するとともに、特に医療費の増加につながっている重症化予防に取り組むたいと思っております。ちなみに令和3年度の特定健康診査実施率が68.3%、特定保健指導の実施率が97.5%、全国812自治体中どちらも第1位でございます。

一番下段です。9、新型コロナウイルス感染症傷病手当金でございます。新型コロナウイルス感染症に感染し、休業を余儀なくされた被用者に対して、一定の要件のもとで傷病手当金を支給をいたしました。

続きまして、直営診療施設会計についてご説明をいたします。146ページをお願いいたします。国保診療所の運営、国民健康保険特別会計（直営診療施設会計）でございます。医療過疎地域における5つの診療所と、平成29年11月6日に開設したこどものころクリニックの運営を經理し、河合診療所、宮川診療所、こどものころクリニックには常勤医師を配置し、その他の診療所は兼務または委託した医師により、週1日、2日の短時間で開所をして運営をしているところでございます。次ページをお願いいたします。（1）各診療所の運営体制と運営状況につきましては、記載のとおりでございます。次ページをお願いいたします。中ほど（3）診療活動、地域活動等の状況でございます。引き続き、新型コロナウイルス感染症対応といたしまして、発熱外来稼働日数、河合が229日、宮川223日、杉原30日。患者数につきましても、河合が162件、宮川96件、杉原1件。検査数につきましてもご覧のとおりでございます。それから（4）医療機器整備でございますが、令和4年度につきましては、河合診療所におきましてレントゲン画像取込装置の更新がございました。年数経過による機器の購入でございます。こちらにつきましては、国庫補助金3分の1でございますが110万円と残り過疎債430万円を充当させていただいております。

簡単ですが、以上で説明を終わります。

●委員長（高原邦子）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（籠山恵美子）

今、新型コロナウイルス感染症の説明があったので、この令和4年度は基本的に市が補助を出して抗原検査キットを1人500円で購入できましたよね。今度、5類に変わったためにそれが年度末でなくなりました。同時に今、新年度予算の進行中でしょうから気になるんですけども、抗原検査キットの補助ですよ。こういうのは考えていらっしゃいませんか。せめて高齢者とか子供のいる家庭などは、早め早めに検査をするということは感染を広げないようにするためにも大事なことですし、これから冬に向かってインフルエンザも流行するんだし、そういうことはとても大事なことだと思うんですけど、その辺りは考えていらっしゃるんですか。

□市民福祉部長（藤井弘史）

抗原検査キットの購入助成につきましては、廃止のときもちょっとお話をさせていただいたかもしれませんが、まず5類になったことが1つあります。もう1点は、市内の状況が爆発的な感染になってないこと。それともう1点は、一番これが大きいんですけども、やっぱりこの小さい飛騨市という自治体では、医療機関の逼迫というのが非常に懸念されるところでございます。やっぱり医療機関の逼迫までつながっていないこと等によりまして、抗原検査キットの助成は、今はしていないというところでございます。ただし、これが医療機関の逼迫ということが起こってくればその時点では考えたいなということは思っておりますけども、今の5月8日以降、我々も見ておりますけども、そこまでには至ってないというところから今は考えていないというところでございます。

○委員（籠山恵美子）

医療の逼迫ってどういうことをおっしゃっているのかちょっと分かりにくいんですけども、例えば今回、産業常任委員会で視察に行って何人かかかりました。もう1つの委員会も行く前にかかった議員もいます。こういう状態でもね。もうどこでどうかかるかなんて分からない状況というのは今までどおり変わらないですし、その医療の逼迫をもたらさないためにやはり抗原検査キットを気軽に買えて家に備えておく、そして早め早めに自分で検査をして行動を控えるとか、そういうことはとっても大事だと思うんですよね。実際に私もかかってみて初めて分かりましたけど、自分でもう備えてあったものですからそれでやったらあつという間に全体が赤くなって、これはあれだなと思ったけど、お医者さんに連絡をしたけど、基本的には家で寝ていてくださいということしか言われないうです。どうしても家庭の常備薬の解熱剤で落ち着かないなら、医者に来れば医者の解熱剤を出しますけれども、基本的に家庭に置いてある解熱剤を飲んでみてくださいとしか言わないわけなので、それが陽性になったということになれば早めに手を打てるし、感染も広がらないし。手軽に検査ができるということに行政が支援したほうが、医療の逼迫を抑える役割をするんだと思っているんですけど、部長のおっしゃる医療の逼迫は私が思っているのと違いますか。

●委員長（高原邦子）

これ、その前のときに質問されたほうがよかったのではないかと思います。国民健康保険特別会計で出ますか。答弁いいですか。（籠山委員「でもこういう説明があるのですね。説明があつて初めて状況が分かるので」と呼ぶ）

□市民福祉部長（藤井弘史）

医療の逼迫、やっぱり患者が多くなってくると、皆さん発熱があつたら病院へすぐ電話なりしてかかりたいというところが一番のことだと思うんです。新型コロナウイルス感染症も疑うということで。そこをどれだけでも電話だけで済むですとか、医療機関にかからないようにしていただいて、そうじゃないとほかの病気の方というか、疾患の方が、発熱の方がいっぱい来てかかれな、そういった状況が起こったものですから、そこを医療の逼迫というふうに我々は思っております、医療機関のほうに追いつかないというような、あのときは看護師もそうなんですけど、もう大変だ大変だという話をよくお聞きをしたんですね。ご自分でセルフチェックをさせていただいてという形での医療の逼迫を抑えるということを支援したというところをごさいます、今はそのような状況ではないというふうに判断をしておりますので、医療の逼迫にはつながっていないということの解釈をしております。

□保健センター長（小洞尚子）

医療の逼迫というのもあるんですが、新型コロナウイルス感染症に関しては、やはり重症化ということがとても怖くて、今ご自身で抗原検査キットで判断してご自宅でということもありましたが、そういう方の中で重症化される方もいらっしゃるということで、できましたらやはり症状があつたら必ず主治医がいらっしゃる方に関しては主治医にかかっていただいて、重症化するかどうかを診ていただくということが大事ですので、皆さんがそういう軽快をしていく経過ならいいですが、中には重症化をしていくということがございますので、やはり医療に上手にかかっていただくという意味では、今5類になった現在としては症状があつたら病院に相談をして、必要

があれば検査をして治療していただくという流れのほうが。インフルエンザと同じだというふうに考えていただければいいのではないかなと思います。

○委員（籠山恵美子）

それはよく分かります。私の場合も基礎疾患があるので、抗原検査キットで調べてあっという間に真っ赤になりました。明らかに陽性だと思ってかかりつけのお医者さんに電話をしたんですけども、それでも最初はそういう対応でしたよ。とにかく寝てくださいと。それでも私は無理やり基礎疾患があるので、心配なので念のためPCR検査をしてくださいと、二、三度言って、それでやっと検査をしてもらって、確実に陽性だということが分かったんです。

ですから、各自家庭で重症化しないように努力するんですよ。ですけども、それとこの抗原検査キットをもっと手軽に家庭に据え置けるようにしておけるということの行政の施策というのはまた別だと思うので、医療逼迫を抑えるための住民サービスとしては大事なことはないかなと私は思うのでお聞きしているんです。

△市長（都竹淳也）

補足といいますか、考え方を申し上げておきたいんですが、そもそもまず新型コロナウイルス感染症の考え方というのが先にあるわけです。何で5月8日までこの長い間やってきたかという、2類感染症相当と言われる新型インフルエンザ等感染症という位置づけだった。それは何かというと、国民の生命、健康に重大な影響を与える感染症であるという認定がされていたという、ここが一番大きいんですね。なので、新型インフルエンザ等感染症と位置づけをされていた。それで5類になると、5類の定義というのは何かというと、国民や医療関係者への情報提供が必要だという病気だという定義になります。つまり国民の生命、健康に重大な影響を与える恐れはない、そういう病気というふうに位置づけられないというふうになったことが5類になった前提だということですね。そこをまず押さえておいていただく。したがって、ずっと新型インフルエンザ等対策特別措置法が適用になっていたときのように、全国的に非常に厳しい行動制限をかけた、いろいろな制約をかけた、する必要がなくなったので5類に移行したということなんです。それは病気の性質が変わってきて、位置づけが変わってきたからそうなったということなんです。

それと、今のキットの配布というのはどういう関係かということ、国民の生命、健康に重大な影響を与える病気だ。だからそれはやっぱり病院できちんと診てもらって治療しなければいけないということになるのですが、その位置づけが変わってくるまでの間に、オミクロン株というのが出てきて、ものすごい感染者が出たわけですね。そうすると、全員病院に行くとか外来がものすごい逼迫をする。つまり何時間待っても診てもらえない状況になる。最初は全部入院とか施設入所でしたから、そうすると病床はいっぱいになる。そうすると通常の医療ができなくなるので、それでまず1回セルフチェックをしてくださいと。それで、医者に来る前にセルフチェックしてくださいということでキットの配布というのが推奨されるようになって、飛騨市はそこをまちなか検査センターを作っていましたが、そこをより負担なくやってもらえるようにしようということで助成制度を設けていたということなんです。

先ほど部長が言うように、医療が逼迫してないということは、まず医者に行ってもらおうというのが基本ですから、そこが何ともならなくなったので抗原検査キットがあったわけであって、まだそこが機能している間は医者に行ってくださいということになる。ただ、そのときに先ほど委

員がおっしゃるように、医者に電話したら来なくていいですよとおっしゃったと。それはその医者と患者さんとの関係で起こることなので、全ての患者に対してそう言っているということはないと思うんですね。それは患者とかかりつけ医との関係において起こることですから、恐らく委員のご病状から考えて自宅で寝ていただければいいのではないかというふうにお医者さんが判断されたんだろうと思います。全部機械的にそうされているわけではないですから。そういうふうな形になっているということですから、先ほどの感染症の分類の問題をまず考えていただいた上で、抗原検査キットの配布というのは、医療逼迫に対応する施策だったんだということを押さえていただくと、今なぜやってないかってことはご理解いただけるのではないかなというふうに思います。

●委員長（高原邦子）

ほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

◆認定第3号 令和4年度飛騨市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

●委員長（高原邦子）

次に、認定第3号、令和4年度飛騨市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

続きましてお願いいたします。こちらのほうも決算附属資料02、令和4年度決算に係る主要施策の成果に関する説明書のほうでご説明申し上げます。資料としまして、90ページをお願いいたします。

後期高齢者医療特別会計でございます。1、健康保持増進事業。後期高齢者医療保険は県内の自治体により設置された岐阜県後期高齢者医療広域連合で運営されており、市は、主に保険料の徴収や給付申請の受け付けなど市民の窓口としての業務を行っているほか、加入者の生活習慣病の早期発見早期治療と、医療費の適正化を目的とした健康診断補助事業を広域連合からの受託事業として実施しているところでございます。評価と課題及びその対策のところをご覧ください。すこやか健診は、令和2年度から市民の利便性向上を図るため、高山市と相互受診を開始しております。後期高齢者にあっては定期的に医療受診されている方が多いこともあって、受診率が伸びておりません。さわやか口腔健診においては、平成30年度から高山市、白川村との相互受診を行っております。口腔ケアが全身の健康維持に密接に関連することを説明し、積極的な受診勧奨を行っている効果もあって、年々受診者数が増加しており、受診率は県内平均を上回っているところでございます。双方とも引き続き受診勧奨を行ってまいりたいと思います。

簡単ですが、以上で説明を終わります。

●委員長（高原邦子）

説明が終わりましたので、これより質疑を行いたいと思います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

◆認定第4号 令和4年度飛騨市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

●委員長（高原邦子）

次に、認定第4号、令和4年度飛騨市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

続きましてお願いいたします。決算附属資料02、令和4年度決算に係る主要施策の成果に関する説明書を用いてご説明を申し上げます。

160ページをお願いいたします。介護保険特別会計、まず、保険勘定でございます。令和4年度は第8期介護保険事業計画期間の2年目でございます。介護保険法の規定に基づき、要介護認定・要支援認定に関わる事務及び第一号被保険者保険料の徴収、保険給付等を実施し、介護保険制度の円滑な運営に努めました。介護サービスでは、今後ニーズが増えることが予想される基準緩和型サービスの拡張等を事業者とともに調整を行い、空き家を活用した基準緩和型デイサービスの移転開設を行いました。また、介護認定審査会では、新型コロナウイルス感染症対策及び介護認定審査委員の負担軽減等を図ることを目的に、介護認定審査会のオンライン化及びペーパーレス化を図ったところでございます。認定者数でございますが、下の表、次ページへ続きますが、ご覧いただきますと合計で令和4年度末では52人減少しております。内訳を見ますと軽度者が増加、中・重度者は減少傾向というのがご覧いただけると思います。

続きまして、介護給付費でございます。次ページをお願いいたします。162ページ上段です。保険給付費の決算額は前年から約6,800万円、2.23%の減少となりました。その下の課題及びその対応策のところでございます。重度認定者数の減少に比例するように介護給付費が減少しております。ただ、介護新規申請は増加したため、軽度認定者数は増加しており、中重度への進行を防ぐためにも、要介護認定を受ける前の状態である事業対象者や軽度者が利用する介護予防や生きがい作りを目的とした通いの場や、家事支援を中心とした訪問サービスが今後も必要となると思われます。「医療・介護・福祉機関の新設・拡充に関する対する基礎的支援制度による補助金」を活用し、令和4年8月から神岡町で基準緩和型通所サービスの充実を図りましたが、今後は介護予防のケアマネジメントを中心に生活に不安を抱える高齢者が安心して生活できるよう、個別地域ケア会議、ケアマネージャーとの意見交換を定期的に行い、現行制度の見直し、拡充を行い、より効果的な在宅介護サービスにつながるよう取り組みを行うものでございます。

164ページをお願いいたします。（4）介護認定審査会オンライン化の推進でございます。新型コロナウイルス感染症拡大の影響による、医師をはじめとする審査委員の負担軽減、審査会のたびに作成する膨大な紙資料の削減による環境負荷の軽減、事務の効率化を目的に、介護認定審査会のオンライン化及びペーパーレス化を推進するため、審査会会場のWi-Fi化、専用クラウドシステムの導入及び専用クラウドシステムの利用に必要なタブレット端末等を導入しました。令和4年度では14台、タブレット端末を導入しております。一番下段です。不安定な社会情勢の影響によりタブレット端末等の納期が遅れたこと、新型コロナウイルス感染症の拡大による操作

研修会開催の遅れにより、令和4年度中の端末貸与ができなかったが、令和5年度当初より順次対応を進めているところでございます。審査委員の総数は27名であり、残る委員への貸与に必要な台数は令和5年度に導入する予定でございます。

149ページへお戻り願います。8、介護保険制度の「地域支援事業」でございます。介護保険制度の中では、介護サービスの円滑な提供のみならず、地域における介護予防の推進、高齢者の生活支援の体制づくり、認知症高齢者の地域支援体制づくり、住民による支え合い体制づくり、在宅における医療・介護の円滑な連携体制構築を並行して複合的に進めることで、地域包括ケアシステムの確立を図り、制度理念を体現するまちづくりを進めることを目指しております。地域支援事業は介護保険の財源を活用しながら、国が定めた事業スキームの中で、高齢者の自立支援に資する市町村ごとの課題に応じた事業展開を行うこととして重要な位置づけの事業となっているものでございます。

151ページをお願いいたします。一般介護予防事業の関係でございます。令和4年度では、シルバーリハビリ体操指導士2期生養成講座を開催いたしまして、17名の方が指導士として修了し合計46名となり、古川・神岡地区それぞれで団体が立ち上がり活動が始まりました。指導士が主体となって、高齢者を対象に「1日でも長く運転するための交通事故防止講習会」をテーマに、警察、理学療法士による講話とシルバーリハビリ体操指導を2会場で実施したところでございます。

中段、（3）認知症関係事業でございます。評価、神岡地区に民間の相談窓口「なないろ」を開設いたしました。また、河合・宮川地区にも「オレンジの森」が公民館等に出向き、相談窓口を開設しております。

154ページをお願いいたします。154ページは指定介護予防支援事業、事業勘定の関係でございます。下段の課題及びその対応策の途中からでございますが、民間の居宅介護支援事業所が作成する要介護者のケアプラン数の年次推移は横ばいだが、介護予防ケアプラン作成を必要とする要支援者は、ここ数年増加傾向にあります。令和4年度末では、ケアプラン作成を要する要支援者及び総合事業対象者の合計が703名であり、平成27年度末の総合事業導入時点の367名人と比較しても7年間で336人ももの増加となっております。地域包括支援センターでも増員等行いながら、何とか増加するプラン作成に対応してきましたが、それも限界が近づいており、委託先である民間事業所でも退職等による原因もあり、その状況は予断を許さない状況にあります。令和5年度より委託料のさらなる増額により、市内だけでなく市外の事業者にも要支援者のケアプラン作成を受託してもらいやすい策を講じることといたしました。今後もケアマネ不足が慢性化の傾向であり、継続的にケアマネ確保等にも努めていく必要があります。

簡単ですが、以上で説明を終わります。

●委員長（高原邦子）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（水上雅廣）

事業ではないんですけど、決算書の291ページ、歳入なんですけど、ちょっと分からないので教えてほしいんですけど、国民健康保険も後期高齢者医療も同じだったんですけど、保険料の現年度分特別徴収と普通徴収の備考のところに、収入済額に還付未済額幾ら幾らを含むという表記があるんですけど、これはどういう意味なのか教えていただいてもいいですか。

□地域包括ケア課長（佐藤博文）

介護保険料は原則、年金の天引きになっております。お亡くなりになったりとか転出したりすると、年金の天引きを停止する必要がございます。特にお亡くなりになった場合、未支給年金とかですと、その後また年金が振り込まれて、そこから介護保険料が引かれてしまう可能性があるんです。その介護保険料を還付するにあたって、振り込みまでに口座の確認とか、あと年金を徴収する社会保険庁とかが、この保険料の未支給年金の振込先とかを確定するまでしばらく時間がかかることがございまして、すぐに還付できない、手続きができないもの、つまり、例えば2月とか3月にお亡くなりになった方とか、年度をまたいだ方の還付がそのまま年度をまたいで残ってしまうってということがありまして、出納閉鎖期間になるべく還付するように事務手続きはするんですけども、それでもまだ手続きが残っているものがこういった形で残っているといたご理解でお願いしたいと思います。

□市民保健課長補佐兼保険年金係長（板屋和幸）

まず後期高齢者医療制度の還付未済について説明させていただきます。こちらのほうにつきましては、先ほどの介護保険料と同様の理由になりますので、詳しい説明は省略させていただきます。

国民健康保険特別会計の事業勘定の還付未済につきまして説明させていただきます。国民健康保険特別会計のほうにおきましては、亡くなって世帯が消滅したところだったんですけども、その後、財産を引き継ぐ方がいらっしゃらないということが判明いたしまして、結局、財産調査とかをいたしまして相続放棄というような手続きが取られたところまで判明しております。したがって、今現状はもう返すところがない状況になっておりますので、よろしく願いいたします。

○委員（水上雅廣）

返すところがない、それはどうなるんですか。

□市民保健課長補佐兼保険年金係長（板屋和幸）

相続放棄なので、結局、還付するところがないんですけども、実際還付の時効の期間内にひょっとしたら何か動きがあるかもしれないというところで、その期間内は保留といいますか、残った状態で続くものとなっております。（水上委員「時効はあるのか」と呼ぶ）時効はございません。（水上委員「その後は」と呼ぶ）その後は残ったままで飛騨市の会計に入ってくるというような形になるかと思っております。

●委員長（高原邦子）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（籠山恵美子）

主要施策の成果に関する説明書の163ページでちょっとお聞きします。介護予防・日常生活支援サービス事業のところにある、市独自の国の基準を緩和した通所型サービス事業ということが書かれてありまして、これの評価が費用対効果が高い事業となっているということなんですけど、具体的にこの事業の中身を分かりやすく教えていただけますか。

□地域包括ケア課長（佐藤博文）

この基準を緩和したサービス、例えばデイサービスについてお話しすると、デイサービスは基本的に支援の方でも施設で大体人員はこれだけ確保して、これだけのスペースで、こういったことをやりなさいという基準が決められているわけですけど、この介護予防・日常生活支援事業ですと、市町村である程度かまえる枠がございまして、例えば人員をもう少し少ない人数で、こういった緩和したメニューなら市独自の報酬、国の基準よりも若干安い報酬なんですけど、そういったことを設定して、やっていただける事業者がありましたらお願いしますというので、サービスを展開される事業者が飛騨市の中にもございまして、そういったところのサービスへ報酬がそんなに高くない、人員も多く配置しなくてもいいような基準、これを「基準緩和のサービス」と言っているんですけど、そういったサービスの枠を飛騨市独自で設けて、そういったサービスにつないでいただくよう、飛騨市の保険者としても、ケアマネージャーとしても、そういった形で努力しているところがだんだん開花しているといったようなことでこの表記につながっているところがございます。

○委員（籠山恵美子）

今ひとつよく理解できないんですけど、介護サービスを受けている方のお話を聞いたりするときに、例えばヘルパーさんが家に来てもらっていろいろやっていただくときの内容が、もうちょっとここまで手が届かないからここまでやってほしいのに、それはその中のサービスには入っておりませんって断られたりとか、そういうことは私は随分聞いてきたんですね。そういうのが、要するにそうやって決まりがあるから、部屋の掃除にしても電気の傘の上の埃はサービスの基準ではないから駄目よとか、細かくあるではないですか、お風呂の中は洗っても周りはありませんとかね。でも、そういうのが利用するご本人にとってみると、そこをやっていただきたい、かゆいところに手が届くサービスとしてはという要望が多いものですから、例えばそういうのを市独自にもうちょっと安い料金で、有料ですけどもそこまでやりますよみたいなサービスだと、とってもいいなと思ってこの説明を聞いていたものですから。そういうことではないんですね。

□地域包括ケア課長（佐藤博文）

議員おっしゃることは、やっぱり私ら保険者もよく分かりまして、そういった意見も聞きますし、ケアマネージャーもその悩みがすごく大きいわけです。ただ、ここに書いてあるサービスというのはあくまでも「フォーマルサービス」と私らは言っているんですけど、皆さんからの介護保険料とか国・県の支援金をいただいて展開しているサービスですので、細かく手の届くところまでのサービスを限りなくやってしまうと、どこまで皆さんの税金とかそういったものを投入してやるんだという話になってきます。ここは市独自でインフォーマル、要は保険外のサービスというものをリスト化して、これは例えば社会福祉協議会さんがやっているあんきねっととか、また別のサービスを入れて、それを組み合わせることをケアマネージャーさんとか保険者が考えるといったことをやって、その事例を横展開できるようにケアマネージャーの研修のときにご紹介するとか、そういったことをやっている。ただ、中には市民の方でもなかなかそこら辺のご理解が難しいものですから、フォーマル、いわゆる保険で入っているサービスのときにこれもやってくれあれもやってくれってことは、やっぱり強く要望されることがあるものですから、その辺の境目というのはなかなか難しいところかなというふうには思っております。

●委員長（高原邦子）

ほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

◆閉会

●委員長（高原邦子）

以上をもちまして、本日の決算特別委員会を終了いたします。3日目は9月25日、午前10時から再開いたします。皆さんお疲れ様でした。

（ 閉会 午後2時23分 ）

飛騨市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

決算特別委員会委員長 高原 邦子